

議案等の部

議案等の部目次

1 議案

(1) 知事提出議案

(令和8年2月13日上程・令和8年3月12日可決)

第1号	令和8年度長野県一般会計予算案	1
第2号	令和8年度長野県公債費特別会計予算案	20
第3号	令和8年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算案	23
第4号	令和8年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予 算案	25
第5号	令和8年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備 等資金貸付金特別会計予算案	27
第6号	令和8年度長野県国民健康保険特別会計予算案	29
第7号	令和8年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算案	32
第8号	令和8年度長野県農業改良資金特別会計予算案	34
第9号	令和8年度長野県漁業改善資金特別会計予算案	36
第10号	令和8年度長野県県営林経営費特別会計予算案	38
第11号	令和8年度長野県林業改善資金特別会計予算案	41
第12号	令和8年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予 算案	43
第13号	令和8年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算 案	45
第14号	令和8年度長野県流域下水道事業会計予算案	48
第15号	令和8年度長野県電気事業会計予算案	52
第16号	令和8年度長野県水道事業会計予算案	56
第17号	長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関す る条例の一部を改正する条例案	60
第18号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例案	61
第19号	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に	

	関する条例の一部を改正する条例案	62
第 20 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	63
第 21 号	長野県県税条例等の一部を改正する条例案	66
第 22 号	長野県公告式条例の一部を改正する条例案	69
第 23 号	長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案	70
第 24 号	長野県立美術館条例の一部を改正する条例案	71
第 25 号	資金積立基金条例の一部を改正する条例案	72
第 26 号	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案	73
第 27 号	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	74
第 28 号	長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案	77
第 29 号	国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	78
第 30 号	長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案	79
第 31 号	長野県附属機関条例の一部を改正する条例案	81
第 32 号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案	82
第 33 号	長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	84
第 34 号	長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	92
第 35 号	長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案	94
第 36 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	95
第 37 号	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案	96
第 38 号	国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案	101
第 39 号	長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案	104
第 40 号	浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案	109

第 41 号	長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	110
第 42 号	長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案	111
第 43 号	包括外部監査契約の締結について	112
第 44 号	交通事故に係る損害賠償について	113
第 45 号	地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について	115
第 46 号	地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画に係る変更の認可について	116
第 47 号	県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について	117
第 48 号	県営林道事業施行に伴う市町村の負担について	121
第 49 号	長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事変更請負契約の締結について	122
第 50 号	長野県防災交換機改修工事変更請負契約の締結について	123
第 51 号	道路上の事故に係る損害賠償について	124
第 52 号	道路上の事故に係る損害賠償について	126
第 53 号	一般国道292号道路改築工事（大川トンネル）請負契約の締結について	128
第 54 号	一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）請負契約の締結について	129
第 55 号	一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）請負契約の締結について	130
第 56 号	一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）変更請負契約の締結について	131
第 57 号	一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について	132
第 58 号	一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）委託契約の締結について	133
第 59 号	道路事業施行に伴う市町村の負担について	134
第 60 号	急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について	137
第 61 号	都市計画事業施行に伴う市町村の負担について	141
第 62 号	流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について	143

第 63 号	流域下水道の維持管理に要する費用に係る市町村の負担 について……………	145
第 64 号	高等学校の統合について……………	147
第 65 号	伊那新校（仮称）建築工事請負契約の締結について……………	148

（令和 8 年 2 月 13 日 上程）

報第 1 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処 分報告……………	193
報第 2 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	195
報第 3 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	197
報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	199
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	201
報第 6 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	203
報第 7 号	訴えの提起の専決処分報告……………	212
報第 8 号	訴えの提起の専決処分報告……………	214
報第 9 号	訴えの提起の専決処分報告……………	216

（令和 8 年 2 月 19 日 上程・令和 8 年 3 月 12 日 可決）

第 66 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案……………	149
第 67 号	令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案……………	168
第 68 号	令和 7 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補 正予算（第 1 号）案……………	171
第 69 号	令和 7 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案……………	173
第 70 号	令和 7 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 補正予算（第 1 号）案……………	175
第 71 号	令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案……………	177
第 72 号	令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）案……………	181
第 73 号	令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正 予算（第 2 号）案……………	183

第 74 号	令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）案	185
第 75 号	令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案	187
第 76 号	令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案	188

（令和 8 年 3 月 2 日上程・令和 8 年 3 月 12 日可決）

第 77 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 9 号）案	189
第 78 号	公園施設の利用の制限に伴う損失費用の負担について	191

（令和 8 年 3 月 12 日上程・同日可決）

第 79 号	監査委員の選任について	192
--------	-------------	-----

(2) 議員提出議案

（令和 8 年 3 月 2 日上程・同日可決）

議第 1 号	北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運の醸成に関する決議（案）	218
議第 2 号	聴覚障害の認定に係る制度の見直しを求める意見書（案）	219
議第 3 号	北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組の更なる推進を求める意見書（案）	220
議第 4 号	県立高校の再編・整備に伴う財政支援の強化を求める意見書（案）	221
議第 5 号	公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けた慎重な議論を求める意見書（案）	222
議第 6 号	議会との連携による主権者教育の推進を求める意見書（案）	223
議第 7 号	就労意欲のある難病患者等への支援の強化を求める意見書（案）	224
議第 8 号	登山道の維持・管理に関する法制度の整備を求める意見書（案）	225
議第 9 号	地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な議論を求める意見書（案）	226

議第10号 脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりを求め る意見書（案）	227
議第11号 非核三原則の堅持を求める意見書（案）	228

(3) 委員会提出議案

（令和8年3月12日上程・同日可決）

委第1号 長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）	229
-----------------------------	-----

2 諸般の報告

（令和8年2月13日報告）

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	230
長野県国民保護計画の変更について	231
令和7年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について	232
現金出納検査結果	233

（令和8年2月19日報告）

人事委員会意見回答	234
-----------	-----

（令和8年3月12日報告）

令和7年度包括外部監査の結果に関する報告について	235
現金出納検査結果	236

3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨

危機管理部長議案説明要旨	237
企画振興部長議案説明要旨	244
総務部長議案説明要旨	254
県民文化部長議案説明要旨	260
健康福祉部長議案説明要旨	271
環境部長議案説明要旨	284
産業労働部長議案説明要旨	292
観光スポーツ部長議案説明要旨	299
農政部長議案説明要旨	305

林務部長議案説明要旨	313
建設部長議案説明要旨	318
4 発言通告者一覧表	331
5 陳情文書表	333
6 委員会審査報告書	
環境文教委員会	334
農政林務委員会	340
県民文化健康福祉委員会	344
危機管理建設委員会	350
産業観光企業委員会	356
総務企画警察委員会	359
7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿	364
8 常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿	365

議 第 1 号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた 機運の醸成に関する決議（案）

北朝鮮による日本人拉致問題について、これまでに5人の拉致被害者が帰国を果たしたものの、北朝鮮側から一方的に特別調査委員会の解体が宣言されて以降、大きな進展が見られていない中、昨年就任した高市首相は、内閣の最重要課題として、「解決は私に課せられた使命」と意欲を示した。

事態を打開するためには、世論の高まりが不可欠であることから、これまでも、国によって様々な広報活動が行われてきたが、幅広い年齢層からの支持を得るためには、特に、問題に触れる機会の少なかった若い世代に対する働きかけが求められている。

本県では、拉致問題に関する映像作品が人権の授業等で使用された事例もあるが、その一方で、被害者及び家族の高齢化が進む中、取組の強化が急務となっており、政府の動きを国全体で後押しするためには、地方自治体における普及・啓発の更なる推進がますます重要となる。

よって、本県議会は、教育現場等における広報資料の積極的な活用により、若年層を含む県民一人ひとりの理解促進を図り、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運を醸成するとともに、その効果を県内から全国に波及すべく、決意を表明するものである。

以上のとおり決議する。

年 月 日

長 野 県 議 会

聴覚障害の認定に係る制度の見直しを
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、誰もが相互に個性を尊重し合う社会の実現が求められる中、昨年にデフリンピック東京大会が開催されたほか、各自治体においても手話言語条例の制定が進められており、ろう者をはじめとする難聴者への理解の促進が期待されている。

一方で、難聴者が国の補助を受けるためには、検査で測定された聴力レベル等に基づく聴覚障害者としての認定が要件となるが、いわゆる軽度・中等度難聴者は、世界保健機関の基準では補聴器の使用が推奨されているにもかかわらず、購入費用の支給対象外となっているなど、現行の制度には課題がある。

「聞こえにくさ」に悩む全ての人々が安心して生活し、その力を発揮できる環境を整備することは、社会全体の責務とされており、高度情報化が進展する現代において不可欠な、個々の状況に応じたきめ細かな支援体制の構築には、国による新たな仕組づくりが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、聴覚障害の認定に係る制度の見直しにより、共生社会の形成を推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国際的な動向、当事者の実情等を踏まえた認定基準の引下げなど、聴力レベルを前提とする現行制度の再検討を行うこと。
- 2 聴力測定に加え、騒音下での会話、複数人での話合い等、社会生活上のコミュニケーションを考慮した総合的な認定方法を導入すること。
- 3 見直しに当たっては、合理的配慮の提供、情報保障等に資するよう、難聴者が抱えている困難を十分に検証すること。
- 4 制度設計に際しては、医療・福祉関係者に加え、教育、労働等の現場の意見も幅広く反映させること。

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた
取組の更なる推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
拉 致 問 題 担 当 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

北朝鮮による日本人拉致問題について、これまでに5人の拉致被害者が帰国を果たしたものの、北朝鮮側から一方的に特別調査委員会の解体が宣言されて以降、大きな進展が見られないまま、関係者の高齢化が進み、政府認定被害者の親世代で存命なのは横田早紀江さん1人となった。

政府は、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題として位置付け、諸外国からも支持を得てきた。昨年就任した高市首相は、「私の代で突破口を開き、具体的な成果に結び付けたい」旨の決意を表明し、「解決は私に課せられた使命だ」と強調するなど、今後の動きが注目されている。

問題の早期解決に向けて、一刻の猶予も許されない状況にある中、政府による取組の加速には世論の後押しが不可欠であり、特に若年層をはじめとする、幅広い世代からの関心を高めるための広報等、国内に対する積極的な働きかけも重要となる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被害者全員の即時一括の帰国を実現するため、一層の外交努力を重ねるとともに、国民の理解促進に努めるなど、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組を更に推進するよう強く要請する。

県立高校の再編・整備に伴う財政支援の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

少子高齢化に加え、地方の過疎化等がますます深刻となる中、国は、全国一律の質の高い学びを保障するとともに、変化の激しい時代においても経済・社会の持続的な発展を支えることができる人材を育成するため、高校教育の改革を推進している。

本県は、県立高校の再編に向け、統合新校の整備を順次進めているが、建設資材の高騰、人件費の増加等によって、当初の想定を超える規模の財政負担が生じており、事業の円滑な実施への影響、ひいては将来における教育環境の悪化が懸念される。

また、現在議論されている高校授業料の無償化によって、私立高校への生徒の偏在も危惧される中、地域における安定的な教育機会の確保に向けては、県立高校の特色化・魅力化が重要となるが、学校ごとの取組には限界があり、国による一層の関与が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、県立高校の再編・整備に伴う財政支援の強化により、地方創生に資する教育基盤を確立するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 高校再編に伴う施設整備について、物価高騰等の影響を踏まえ、地方の実情に応じた負担軽減措置を講ずること。
- 2 地域の特色ある学びを実現し、県立高校の魅力化を図るため、教育環境の維持・向上に向けた支援を充実すること。

公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に
向けた慎重な議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

一部の地方議員が、一般社団法人に会費を支払って形式上は理事に就任し、被用者保険に加入して低い報酬に応じた安い保険料を納付することにより、本来、国民健康保険で支払うべき、議員報酬に見合った高額な保険料を回避していた事案が明らかとなった。

公的医療保険は、負担能力に応じた保険料を支払うことで誰もが必要な医療を受けられるという支え合いが基盤となっており、制度を維持するためには、生計の実態に応じた保険に加入した上で、適切な保険料を納付することが不可欠である。

一方で、国民健康保険は現役世代の保険料が高額になりやすい構造であり、全額自己負担となっているが、被用者保険は、事業者と被用者が折半で保険料を負担する仕組みであることに加え、主たる収入に関わらず加入要件を満たす場合は優先して適用されるといった課題も指摘されており、公平性の確保に向けた検討が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、適正な費用負担の仕組みづくりなど、公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けて慎重に議論するよう強く要請する。

議会との連携による主権者教育の推進を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

若者を中心に投票率の低下が進む中、地方議会では、議員のなり手不足、年齢構成の偏りが深刻化しており、住民の政治への無関心や当事者意識の希薄化が指摘されている。

我が国の主権者教育は、授業や生徒会の役員選挙などを中心に取り組みされてきたが、その多くは校内の活動にとどまっており、こどもが政治を身近に感じることが難しい状況にある。

投票率及び社会参画意識が高い国では、児童・生徒と議員の接する機会が多い傾向にあり、我が国においても、地方議会への理解をより深めていくためには、学校と議会が一層連携していくことが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、若者をはじめとする多様な民意を政治に一層反映させていくため、議会との連携による主権者教育を推進するよう強く要請する。

就労意欲のある難病患者等への支援の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

難病法及び障害者総合支援法における支援対象者の中には「働きたい」という強い意欲がありながら、継続的な治療が必要となり、頻繁な通院等によって離職を余儀なくされるなど、就労に関して困難を抱えている者もいる。

こうした状況の中、障害者手帳を所持していない難病患者等については、現行の障害者雇用率制度の対象外とされているほか、個々の特性に応じた柔軟な勤務形態の導入等を行う企業への補助も十分とはいえない。

就労に一定の制限を受けている難病患者等が安心して働くことができる環境づくりのためには、職場における病状への理解の促進が重要であり、医療、労働等の各分野における連携が必要とされる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、就労意欲のある難病患者等への支援の強化により、どのような病状でも希望を持って働き続けることができる社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 就労に一定の制限を受けている難病患者等について、障害者手帳を所持していない場合にも、個々の患者の意向及び病状に十分配慮の上、障害者雇用率算定の対象とするなど制度の拡充をすること。
- 2 難病患者等の病状に応じた勤務環境の整備や柔軟な働き方の導入に取り組む企業に対する補助制度を拡充すること。
- 3 医療機関、企業等の幅広い関係者との連携を推進するため、難病患者就職サポーター、医師等の専門職による支援体制を一層強化すること。

登山道の維持・管理に関する法制度の
整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本県は北アルプスをはじめとする豊かな山岳地域を有し、「世界水準の山岳高原観光地づくり」を掲げているが、これまで登山道といった山岳施設については、必ずしも管理等に関する明確な法的根拠を持たないまま、山小屋関係者等の尽力により維持されてきている。

登山道は、登山者の安全確保のほか、動植物の保全、救助活動等において重要な役割を担っているが、財源・人材の慢性的な不足に加え、維持・修繕に係る責任の所在が不明確である等、多くの課題を抱えており、善意や献身に頼る管理体制には限界がある。

登山道の荒廃は、山岳事故の増加、自然環境の悪化等を背景とした、観光産業の魅力の低下を招き、地域経済の衰退、ひいては持続可能性そのものが脅かされるおそれがあることから、登山道を将来にわたって管理できる新たな仕組みづくりが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、登山道の維持・管理に関する法制度の整備により、安全・安心な山岳観光を推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 登山道を公共インフラとして定義する制度を創設し、実態に即した管理主体を定め、責任を明確にすること。
- 2 安定的な財源確保のため、登山道の維持・管理に係る補助制度の拡充、協力金に係る法的根拠の明確化、民間資金等を活用しやすい支援制度の整備を図ること。
- 3 安全対策及び環境保全の両立に向けて、危険箇所等の現状復帰にとどまらない、登山道の再構築を推進すること。

地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な
議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地域における持続可能な暮らしの実現において、食料の安定供給が重要となる中、長期化する物価高騰は、家計に深刻な影響を与えているほか、農業生産等に係るコストの増大にもつながっており、社会状況の変化、地方の現状等を踏まえた政策の展開が不可欠となっている。

政府は、飲食料品に課される消費税について、減税に向けた検討を開始したが、一方で、自治体の減収は、保育・介護をはじめとする社会保障サービスの縮小につながるなどの指摘もあり、安定的な地方行政の運営に向けた、代替財源の確保が課題となる。

また、食品流通の現場からは、減税が実施された場合、納税に係る事務の複雑化に加え、仕入れに係る税負担の増加を懸念する声もあることから、今後の協議においては、生産者のみならず、加工、小売等に携わる全ての事業者への十分な配慮が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域の実情を踏まえた上で、減税に係る慎重な議論を実施し、将来にわたって国民が安心して生活できる社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 減税の検討に当たっては、地方への影響を慎重に検証し、自治体の健全な財政運営の維持に向け、税収減に係る補てん措置を講ずること。
- 2 仕入税額控除において、農業者を含む簡易課税事業者の負担が実質的に増加する可能性等を考慮するなど、取引の実態に十分留意すること。

脳脊髄液減少症患者の救済に向けた
仕組みづくりを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

脳脊髄液減少症は、交通事故により身体に強い衝撃が加わることなどで発症し、硬膜から脳脊髄液が漏れ出すことで、頭痛、めまい、倦怠感など、多様な症状が引き起こされ、場合によっては重篤化を招く深刻な疾患である。

一方で、同じく頭部外傷などを原因として発症する高次脳機能障害は、臨床研究が進み、後遺障害等級の認定体制の充実が図られてきたのに対し、脳脊髄液減少症は、統一的な診断基準が確立していないことから、多くの患者が十分な補償を受けられていない。

自動車事故被害者は自賠責保険による救済が図られているが、脳脊髄液減少症は症状が慢性化することもあり、また、認知度の低さから、周囲の理解が得られにくいなど、負担は一層深刻であり、実態に即した支援に向けては、審査において専門医が関与する体制の構築等が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりにより、公平公正な自賠責保険制度を確立するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国において、脳脊髄液減少症の診断基準の確立を早急に行い、治療方法の研究開発などを進めること。
- 2 自賠責保険の脳脊髄液減少症に関する後遺障害等級の認定において、高次脳機能障害と同じように、専門医による認定システムを構築すること。

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
防 衛 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是とし、核軍縮・核廃絶を世界に向けて訴え続けてきた中、一昨年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、官民一体となつて、国際平和を主導する役割を担うことが期待されている。

一方で、政府は、安全保障の指針となる、いわゆる戦略3文書の前倒し改定に向けた議論を開始し、これに伴う、非核三原則の見直しを不安視する声がある。

近年、核を保有する中国やミサイル実験を繰り返す北朝鮮を巻き込んだ緊張と対立が続く中、広島・長崎のような非人道的惨禍を繰り返さないためにも、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた努力を放棄することなく、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていくべきである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、核兵器の廃絶を通じて、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和を実現するため、非核三原則を堅持するよう強く要請する。

委 第 1 号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会への多様な人材の参画をはかるため、議員の出産における産前産後期間に係る欠席届の対象を、出産予定日の「6週間」前から「8週間」前に拡大する改正を行う。

全 議 員 様

長野県議会議長 依 田 明 善

令和8年2月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部 長	渡 邊 卓 志
企画振興部 長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	村 井 昌 久
(2月19日から3月2日までの会議)	
総 務 部 長	須 藤 俊 一
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	酒 井 和 幸
(2月19日から3月2日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 淵 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児
(2月19日から3月2日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	高 橋 寿 明
観 光 ス ポ ー ツ 部 国スポ・全障スポ大会局長	北 島 隆 英
(2月19日から3月2日までの会議)	
農 政 部 長	村 山 一 善
林 務 部 長	根 橋 幸 夫
建 設 部 長	栗 林 一 彦
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(2月19日から3月2日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
公 営 企 業 管 理 者 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	松 本 順 子
教 育 次 長	清 水 寛
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

7 危第 260 号
令和 8 年(2026 年) 1 月 16 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県国民保護計画の変更について（報告）

長野県国民保護計画について、統計数値、組織名称などの変更等に伴い、下記のとおり長野県国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第6項の規定により、報告します。

記

1 変更の理由

統計、組織名、各種規程の変更等に伴い、所要の変更を行う。

2 主な変更の概要

- (1) 県の地理的特徴及び人口について、令和 7 年 7 月 1 日時点の統計に変更
- (2) 長野県国民保護協議会委員・幹事名簿、国民保護関係機関一覧について、人事異動等に伴う更新
- (3) 資料編の長野県国民保護協議会運営規程、長野県国民保護対策本部規程等について、組織改正及び災害対策本部の運営見直しに伴う更新

3 変更年月日

令和 8 年 1 月 16 日

(別冊は掲載を省略する)

(写)

7 監査第 65 号
令和 8 年（2026 年）2 月 6 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志
同 青 木 孝 子
同 柄 澤 千 恵 子
同 酒 井 茂

令和 7 年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 7 項の規定により、公益財団法人国際化協会以下 22 団体について監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 監査第 3 - 11 号
令和 8 年(2026年) 2 月 4 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 8 年 1 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 12 月 31 日現在の令和 7 年度 12 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 895,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 12 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 12 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 12 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7人委第215号
令和8年(2026年)2月13日

長野県議会議長 依田明善様

長野県人事委員会委員長 青木 悟

意見聴取について（令和8年2月13日付け7議議第111号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第20号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第41号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(写)

令和8年3月11日

長野県議会議長 依田明善様

包括外部監査人 小川直樹

令和7年度包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定による監査を行ったので、同条第5項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

7 監査第 3 - 12 号
令和 8 年(2026年) 3 月 9 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 8 年 2 月 27 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 8 年 1 月 31 日現在の令和 7 年度 1 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 895,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 8 年 1 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 8 年 1 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 8 年 1 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

危機管理部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、危機管理部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

危機管理部関係の令和8年度当初予算の総額は、一般会計19億7,988万4千円であります。

今年度は、県として災害対策本部を設置して対応にあたった災害は現在まで発生しておりませんが、国においても防災庁の設置に向けた動きもある中、本県においても、総合的な地域防災力の向上は急務となっております。

引き続き、消防・警察・自衛隊などの防災関係機関や市町村と協力し、災害をはじめとするあらゆる危機管理事象への備えを万全にすることにより、災害に強い県づくりを進めてまいります。

また、1月15日に、知事と飯山市長・野沢温泉村長・栄村長とで東京電力と意見交換を行い、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働における安全性の確保を強く求めるとともに、県民へのわかりやすい説明を求めました。今後も、県民に大きな不安を与える場合は、東京電力との意見交換や国への要請など、必要な対応を行ってまいります。

これらを踏まえて、以下、令和8年度の主な事業について、順次、御説明申し上げます。

まず、「逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進」について申し上げます。

令和元年東日本台風災害では、洪水のリスクが高いにもかかわらず雨足が弱まったことを受けて帰宅し、自宅で洪水に巻き込まれた人が多数発生しました。気象観測技術や情報伝達手段は日々向上していますが、自分や身近な人の身を守るのは、最後は自分自身だということを広く知ってもらうため、「一人ひとり

の防災」として啓発事業を実施してまいります。この中では、自宅周辺など身の回りの危険を把握することや、水や食料のほか各自が必要なものを自分で備蓄しておくことの重要性などを解説しており、従来からのテレビ番組を通じた発信だけでなく、SNSへの広告掲載や多数のフォロワーを持つインフルエンサーとタイアップした発信など、多様な世代に届く広報を行います。

次に、「危機管理防災体制の強化」について申し上げます。

まず、被災者生活再建支援基金への追加拠出についてです。自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた方へ支援を行うため、都道府県の拠出による基金を活用し、国と協力して被災された方々に対して支援金を支給しているところです。令和6年能登半島地震等の被災者への支援金の支払いにより、基金残高が少なくなっていることから、今後の災害への備えとして、すべての都道府県が一体となり、追加での拠出を行います。

また、被災者生活再建の大きな一歩となる罹（り）災証明書発行を迅速化するため、市町村からの実施希望の強い住家被害認定調査の基礎的研修を引き続き行うとともに、県内における被害認定調査システムの導入の促進に向けて、希望する市町村と共に、共同調達の実施を検討してまいります。

被災地での生活環境の質の改善は喫緊の課題であり、災害関連死を防ぐためにも平時と比較して遜色のない環境づくりが求められています。実現には様々な取組が必要ですが、その1つとして衣食住に関わる物資の円滑な供給があります。「TKB48」という表現もありますが、物資を速やかに届けるとともに、その物資の質も高めていく必要があります。

県では今年度、国からの支援物資を受け入れて市町村に向けて発送する物資拠点を確実に運営するため、物流の専門家を交えて施設を確認し、拠点運営の手引きとなるマニュアルを作成しました。今後、市町村の拠点までの輸送を円滑に行うためのマニュアル作成を予定しています。

また、本県には、約千か所の孤立可能性のある集落があり、特に大規模な地震

災害の際には多数の孤立集落が発生することが危惧されることから、孤立が発生した場合にドローンによる支援物資の輸送を実現する体制づくりに取り組んでいます。今年度中をめどに県と大型ドローン及び操縦者を擁する企業との間で災害時の物資輸送に関する覚書を締結することを予定しており、今後、初動対応や現地での物資引き渡し手順の確認等の実証実験を行い、大規模災害発生時の迅速かつ円滑な支援物資の提供の実現を目指します。

物資の円滑な供給とともに、避難所の安定した運営態勢を構築することも重要です。これまでも被災地支援に当たるNPOの職員を招いた講演会や信州大学との協力による住民主体の避難所開設運営のためのモデル構築に取り組んできました。これらの知見やノウハウを県内各地に横展開するため、新たに日本防災士会長野県支部と連携し、南海トラフ地震対策推進地域を中心に県内各地で研修会を実施します。これにより、自主防災組織を中心とした共助の取組に対し、県内に5千名以上いる防災士の皆さんが協力していく仕組みを作っていきたいと考えています。

さらに、災害時にもより多くの被災者に良好な食事環境でバランスの良い食事を届けるため、県内のキッチンカー事業者と連携した提供体制づくりに取り組んでまいります。平時の営業とは異なり、災害時の食支援は決まった時間に多くの食事を提供することや、食材や水の調達が難しい場合があるなど、多くの制約の中で行われます。そうした状況下でも確実に活動するため、長野大学やNPOの協力も得ながら勉強会や訓練が行われており、県としても今年度に始まった国の「災害対応車両登録制度」も活用しつつ、キッチンカー事業者の体制強化、被災地派遣に当たっての枠組みや費用負担のあり方検討に取り組んでまいります。

次に、「火山防災対策の推進」について申し上げます。

1月25日早朝、焼岳の火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2、火口周辺規制に引き上げられました。引き上げに伴い、焼岳火山防災協議会の構成自治体であ

る長野県・岐阜県・松本市・高山市の防災担当者が速やかに参集し、登山道の閉鎖、登山口等への規制看板設置を行うとともに、関係機関への連絡、ホームページやSNS、道路掲示板などによる注意喚起を行いました。

現時点で噴火は観測されておらず、火山性地震も減少してきておりますが、引き続き火山活動の状況を注視し、協議会関係者と協力して、対応を行ってまいります。本県は、県境一帯に7つの常時観測火山を抱えておりますが、今回のように気象庁による噴火警戒レベル上げが行われた際には、協議会で策定した避難計画に基づき、関係機関が速やかに規制や退避、情報発信などの防災対応を行うようあらかじめ申し合わせております。今後も、各火山に設置した「火山防災協議会」における火山防災対策への取組を進めるとともに、火山対策総合アドバイザーなど火山専門人材との積極的な連携、御嶽山噴火災害後の火山防災の普及啓発に取り組んでいる御嶽山火山マイスターの活動地域の拡大への支援などにより、県全体の火山防災意識のさらなる向上と火山と共生する地域づくりを進めてまいります。

次に、「地域防災力の強化」について申し上げます。

昨年度、策定した「長野県地震防災対策強化アクションプラン」では、自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図ることとしています。発災直後の応急期には、被災市町村の職員も被災していて十分な活動ができない可能性があり、また行政機能の維持にも多くのリソースを割く必要があります。そのような中、地域の住民が自助・共助の力を発揮して災害に対処することで、避難生活の質の改善や災害関連死の防止につながります。このため、信州大学との共同研究として住民による避難所の開設運営に関するモデルを作り、研修会を通じた普及を行っております。また県では、住民主体の避難所運営を支援するためのマニュアル例を作成公表しており、今年度、共同研究の成果やスフィア基準、性差への配慮などの視点を踏まえた改定を実施しました。今後、これらの取組を県下各地に展開するため、日本防災士会長野県支部と協力し、マニュアル例やモ

デルを使った研修会を新年度には県下8か所程度で開催します。県土の広い本県では、地域ごとに想定される災害の様相や人口、観光客など住民以外の被災者の規模などが異なります。それぞれの地域特性に応じた避難者対応や避難所運営のあり方について、研修とモデル見直しを繰り返しながら取組の深化を図ります。

また、しあわせ信州創造プラン3.0に掲げる「災害に強い県土づくり」の実現や、令和6年能登半島地震において明らかになった潜在的リスクに対応するために、令和6年度、市町村及び県の「地域防災力」「危機対応力」の総合的な評価を実施し、このたび全県及び人口規模別の評価結果を取りまとめました。この結果をもとに、県としてもキャラバン隊による支援など県全体の危機管理力向上に取り組んでまいります。

次に、「情報基盤の整備」について申し上げます。

平成26年度に整備した災害対策本部室の映像音響設備が老朽化したことから、大型マルチスクリーンの更新を行い、ウェブ会議との接続の簡易化や通信ケーブルの無線化を進めることにより、機能向上を図ります。また、発災時に想定される携帯電話基地局の倒壊や光通信ケーブルの断線によるインターネット通信サービスの中断に対応するため、能登半島地震でも活用されたスターリンクによる衛星通信装置を西庁舎に設置することにより、防災の拠点として更なる情報基盤の安定化に努めてまいります。

次に、「消防体制の充実・強化」について、申し上げます。

消防防災ヘリコプターの運航は、令和3年4月に再開してから間もなく5年が経過します。安全を最優先とした緊急運航を継続しており、若手隊員の育成も順調に進んでいるところです。安全運航を確保するため、来年度も引き続き、民間航空会社等での訓練・研修を実施することにより、隊員の技術の更なる向上に努めてまいります。また、山岳遭難件数は3年連続で増加しており、山岳観光を

推進している本県において山岳遭難防止対策を実施していくとともに、合わせて山岳遭難救助の費用負担のあり方は、本県においても直面する課題となってきました。このため、県としては、費用負担を求めるのか、求めないのか、また、求めるとした場合、その目的や対象など、多くの整理すべき事項があることから、費用負担のあり方について、他県の状況も踏まえながら研究を開始したところです。今後、必要な情報収集を行いながら、慎重に対応してまいります。

昨年10月に開催された「県と市町村との協議の場」において、県・市町村の連携・協働による行政体制の最適化の議論において、人口減少下においても、持続的・安定的に「安心・安全」を住民に提供する観点で、消防の広域化については、既存の枠組みにおいて議論を促していくことを市長会・町村会の皆様と確認いたしました。検討に当たっては、人事面や財政面も大きく関わることから、これまでの検討会の構成員である広域連合事務局長や消防長に加え、消防本部を管轄する副市長の皆様にもご参加いただき、今年10日に、持続可能な消防体制の構築に関する勉強会を開催いたしました。当日は、総務省消防庁からの講演などを通じて、消防広域化や連携協力に関する理解を深めていただく機会となりました。

今後は、持続可能な消防体制の維持に向けて、幅広い選択肢を視野に入れながら、消防人材の確保や消防力の維持をどのように進めていくのかについて、地域の特性を十分に踏まえつつ、効率的かつ効果的な体制となるよう、市町村・消防本部の皆様とともに議論を深めてまいります。

近年、全国的に大規模な林野火災が発生していることから、1月28日に、県、市町村、農林業・消防等の関係団体の皆様と、県内初となる林野火災の発生防止に向けた共同宣言を行いました。今後は、この宣言の趣旨を踏まえ、火災の危険性や安全な火の取扱いを分かりやすく伝える啓発動画を制作し、農林業従事者だけでなく、レジャーやたき火などで火を扱う県民の皆様に向けても、2月から5月の林野火災の危険性が高まる時期に集中的に周知を行うこととしております。引き続き、関係団体と連携して、林野火災の危険性や必要な取組を強力に発

信し、林野火災の防止に取り組んでまいります。

また、地域防災力の担い手となる消防団の活動に係る支援につきましては、幅広い世代における消防団活動への理解や入団を促進していくため、地元プロスポーツチームや大学等と連携して、消防団活動を紹介するブースを会場に出展するなど入団意欲の喚起を目的とした広報活動に取り組んでまいります。あわせて、消防団の活動のより一層の充実や理解促進を図るため、信州消防団員応援ショップや消防団協力事業者の登録拡大に向けて、一昨年実施した消防団員アンケートの結果を踏まえ、ニーズの高い分野の事業者を中心に働きかけを進めるほか、外国人県民の皆様にも消防団活動への理解を深めていただけるよう、県公式ホームページの充実を図ってまいります。

また、女性活躍推進のため、県消防学校で受講する女性消防吏員や団員などに配慮した施設環境の整備を行うとともに、教育訓練の質を高めるため、訓練用資機材の充実を図ってまいります。

以上、令和8年度の主な事業について、御説明申し上げます。

事件案は、2件であります。

「長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事変更請負契約の締結について」及び「長野県防災交換機改修工事変更請負契約の締結について」の2件でございますが、衛星系防災行政無線設備の更新に伴い、それぞれの工事の変更契約締結を行うためのものです。

以上、危機管理部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、企画振興部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本県の令和6年の出生数は1万512人、合計特殊出生率は1.30といずれも過去最低を記録しました。当面の人口減少は不可避であり、医療や福祉、交通や物流など暮らしへの影響が懸念されます。

しかし、人口減少を悲観的に捉えるだけでなく、新たな社会を創り出す契機として前向きに受け止めて対応することも重要です。こうした考え方のもと県民の皆様と立ち上げた「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」では、信州未来共創戦略を決定し、人口減少に関係する様々な課題に取り組んでいるところです。県としても、戦略を踏まえて今年度に引き続き来年度に取り組むアクションを策定し、戦略に掲げる4つの取組の方向性に沿って全庁を挙げて様々な取組を進めてまいります。

来年度、「しあわせ信州創造プラン 3.0」は4年目を迎えます。世界は国際情勢の激変や気候変動、AI・デジタル技術の飛躍的進展など変革期を迎えています。新しい時代に向けて、社会経済システムの転換や施策の新展開・加速化などを進めていく「新時代創造プロジェクト」などを各部局と連携しながら推進し、確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創ってまいります。

以下、企画振興部の主な施策につきまして、プラン 3.0 の「政策の柱」に沿って、順次御説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

(公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性の向上)

長野県地域公共交通計画に基づき、通院・通学・観光における県民の移動を保証するため、公共交通の維持・確保を図るとともに、担い手確保や利便性の向上に向けた取組を着実に進めてまいります。

持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域鉄道事業者の設備整備や県内の主要都市間を結ぶみすずハイウェイバスの継続的な運行を支援します。JR大糸線については、沿線市町村とともに引き続き利用促進に取り組むほか、持続可能な路線に向けた今後の方策について議論を開始します。地域の幹線となるバス路線には信州型広域バス路線支援制度の導入を推進するとともに、通院・通学に係る移動については、バス路線やデマンド交通、公共ライドシェアを活用した標準的なモデルを示し、普及することにより、県内全ての市町村において必要な移動が確保できるよう取り組んでまいります。

また、担い手の確保に関しては、路線維持への財政支援の拡充により事業者の経営基盤を強化することで、バス運転手の待遇改善や採用増を図るほか、引き続き、運輸業に関する就職支援窓口の設置、県外から就業される方への移住支援金の拡充などの採用活動の支援により、人材確保と定着を後押ししてまいります。

利便性の向上の観点では、地域鉄道への交通系ICカード導入経費の支援や今年4月から県下統一の地域連携ICカードのサービスを開始し、公共交通のキャッシュレス化を進めます。加えて、宿泊税を活用したタクシー配車アプリの導入支援や観光アクセス拠点の待合環境の整備を進めることにより、探しやすく、乗りやすい公共交通の実現につなげてまいります。

(信州まつもと空港の利便性向上と更なる活性化の推進)

信州まつもと空港は、令和5年度及び6年度の2年連続で利用者数が25万人を超え、今年度も12月までの実績が昨年度を上回るなど、好調な利用状況が続いて

います。空港の更なる発展に向け、引き続き、既存発着路線の利用促進や拡充に取り組むとともに、沖縄とのチャーター便については、将来の定期便化に向け、プログラムチャーター便の運航実績の上積みを図ってまいります。

また、空港の国際化については、国際チャーター便の更なる誘致や、既存発着路線と国際線との乗り継ぎ利用の促進を図ってまいります。

さらに、安全・安心な空港運営のために、滑走路端安全区域（R E S A）の整備や空港灯火の更新・L E D化を進めるとともに、本県の空の玄関口としての機能を高めるため、今年度実施した空港の機能強化に関する概略検討の結果に基づき、ターミナルビル整備に係る設計に着手してまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

（デジタルの力を活用した便利で快適な暮らしの実現）

昨年3月に、あらゆる分野におけるD Xを加速化させるための考え方や取組を明確にする実行計画として「長野県D Xアクションプラン」を策定するとともに、知事をトップに幹部で構成する部局横断のD X推進本部を設置し、全庁を挙げた推進体制を構築しました。昨年11月に開催した本部会議では、プランの重点取組を所管する各部局長が進捗を報告し、取組状況を明確にしたところです。例えば、医療のD Xでは、へき地医療拠点病院におけるオンライン診療の実証支援、産業のD Xでは、生産性の向上に資するデジタルツールの導入に向けた情報提供サイトの充実や専門家による伴走支援の取組が順調に進められています。今後とも、社会情勢の変化を意識し、新たな技術を取り込みながら、D Xを推進してまいります。

来年度は、まず市町村におけるD Xについて、外部デジタル人材を活用したアドバイザーチームによる伴走支援を引き続き実施し、住民窓口のスマート化の取組を牽引してまいります。

また、県においても、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応できる組織へ

の変革を目指して取り組む業務改革（BPR）の一環として、新たに、庁内の専門業務等を効率化するため、行政データを用いた生成AIの活用を進めてまいります。

ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティについては、引き続き官民連携による「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」の枠組みを活用しながら、県内での事業化を目指す企業・団体等の取組を支援するなど、早期の社会実装に向けた環境整備を進めてまいります。

（地域活力の維持・発展）

人口減少下にあっても地域の活力を維持・向上していくためには、地域がそれぞれの強みや特性を活かしながら、地域課題を自主的・主体的に解決する取組を進めることが必要です。「地域発 元気づくり支援金」により、持続可能な地域づくりに資する広域的な連携や、地域課題解決のモデルとなるような取組を促進するとともに、「地域振興推進費」を活用し、地域振興局長がリーダーシップを発揮し、地域の関係者が一体となった取組を推進してまいります。

地域おこし協力隊員の確保・定着に向けては、引き続き県協力隊員を配置し、市町村協力隊員の活動事例等の情報発信や制度活用に向けたサポートに取り組むとともに、中間支援組織と連携し、市町村の受入体制の充実に取り組んでまいります。また、人口の急減に直面している地域の担い手を確保するため、マルチワーカーの派遣を行う特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進に向けて、引き続きコーディネーターを設置し、組合設立段階から運営相談まで一貫した支援を実施してまいります。

さらに、豊かな自然や原風景、歴史、文化、特産品など、地域特有の資源の魅力を最大限活用することにより、新しい価値が複合的に生み出される「輝く農山村地域」の創造を目指し、飯綱町の「りんご」や根羽村の「森林」、飯島町の「地域ぐるみの複層的な農業体制」を核とした地域づくりの取組を支援します。

来年度は、アクションする「人」の育成や挑戦を促す「文化・コミュニティ」づくりに取り組む塩尻市を支援対象に加え、4市町村の地域資源を核とした創造的な取組の加速化に向けて、人的・技術的支援や財政的支援を行うとともに、他地域への波及や、地域内外の交流をさらに促すための情報発信をまいります。

小規模町村が多く存在する本県において、市町村が最適な行政サービスを提供し続けていけるよう、行財政基盤の安定・確保と、自治体同士や官民の連携を強化する取組を進めてまいります。中心となる市がなく町村のみで構成される木曾地域においては、圏域が取り組む連携事業について引き続き県独自に財政支援を行うとともに、県が木曾広域連合に参画し、地域公共交通や広域観光の分野で町村と一体的に事業を推進してまいります。

また、県と市町村等の連携・協働による行政体制の最適化に向けて、県と市町村で構成するプロジェクトチームやワーキンググループでの議論を踏まえ、具体的な連携策の検討を進めるとともに、官民連携による広域的な政策課題解決のための仕組みについて検討してまいります。

加えて、県域を越えて、様々な主体との連携・協働を進めていくことが必要です。昨年11月にスタートした中部広域リージョンなど他団体との連携・協働を一層推進するとともに、企業版ふるさと納税制度による寄附や人材派遣について、包括連携協定企業や本県とゆかりのある県外企業に積極的に呼びかけてまいります。

(移住・交流・多様なかかわりの展開)

令和6年度、長野県への移住者数は3,747人と過去最高を記録し、国の調査においても、県と市町村を合わせた移住相談件数が2年ぶりに全国1位となりました。また、宝島社「田舎暮らしの本」において、「移住したい都道府県」として20年連続1位に選ばれるなど、本県の「移住したい県」としてのブランド力は着実に高まっています。

一方、国では、「ふるさと住民登録制度」の創設が予定されるなど、移住にとどまらず、二地域居住をはじめとした多様な地域との関わり方を後押しする動きが加速しています。こうした社会潮流を的確に捉え、信州未来共創戦略の実現に向け、来年度は移住に加え、長野県と多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を重点的に進めてまいります。

まず、県独自の「関係人口メンバーシップ制度（仮称）」を創設し、関係人口の“見える化”を進め、継続的な関係構築につなげてまいります。

また、「信州つなぐ物語事業」では、都市圏の若者等が地域により深く触れられる体験プログラムへと拡充し、“訪問型関係人口”の創出を強化します。

さらに、今年度新たに実施した「信州ワーキングホリデー」は、参加者の滞在後の再訪問や就業につながるなどの成果が生まれており、来年度も県内各地で展開してまいります。

移住促進については、「移住プロモーション革新会議」での検討結果を踏まえリアルな信州暮らしの魅力を発信し、“共感”を軸にターゲットの行動変容を促すプロモーションへ刷新します。

併せて、「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」と連携して実施する移住セミナーでは、小さなお子さんを連れてご家族が安心して参加できるよう、専門の保育士を配置するなど、参加者目線に立った環境整備を一層強化してまいります。過去最高の来場者数だった県主催の移住イベント「信州で暮らす、働くフェア」についても、内容を磨き上げ、より具体的な移住へつながる場として充実させてまいります。

広域的な移住推進を担う地域おこし協力隊「信州移住コネクター」は2年目を迎えることから、これまで培ったネットワークや知見を活かし、移住・関係人口施策を広域的に支えてまいります。

移住・関係人口の取組は、本県の強みの1つです。庁内一丸となって、取組を前進させてまいります。

沖縄県との交流連携については、令和5年3月に締結した交流連携協定に基づき、幅広い分野での交流を進めているところです。昨年12月には、信州まつもと空港チャーター便を活用し、沖縄県の玉城デニー知事が来県され、長野県の観光関係者等との親交を深める「沖縄観光感謝の集い」が長野市で開催されるなど、両県による双方向の交流が着実に進展しております。

来年度も、引き続き関係部局と連携・調整を図りながら、多様な分野において協力・交流を推進し、沖縄県との交流連携を一層深化させてまいります。

(世界との積極的なつながり・交流の推進)

人口減少が進む中、新たな市場開拓や持続可能な地域づくりを進めるためにも、海外との交流連携を一層促進することが重要です。そのため、海外友好都市や駐日大使館など、これまで培ってきた国際的なネットワークをさらに発展させ、県民の国際交流機会の創出や企業等の海外展開等につなげてまいります。特に、今年友好交流協約締結から10周年という節目を迎える韓国・江原特別自治道とは、昨年11月の阿部知事による現地訪問時に行った「交流協力拡大共同宣言」を具体化し、多分野での交流協力を進めるべく、友好交流協約を未来志向で更新できるよう取り組みます。

また、海外に広がる長野県ゆかりの方々との絆を大切に、海外県人会等との交流を通じて、県の魅力発信や次世代へのつながりづくりに取り組みます。来年度は、在メキシコ長野県人会が創立40周年という大きな節目を迎えることから、本県としても記念式典に出席し、お祝いの意を表するとともに、県人会員など現地の方々との交流を図ってまいります。

【施策の総合的な推進】

(県民等の立場に立った広報の推進)

県の施策の効果を十分に発揮していくためには、その内容や意義が、必要とす

る県民や事業者に的確に伝わることが不可欠です。このため、県民等の視点に立ち、暮らしや事業活動の中で「役に立つ」「分かりやすい」と実感していただける広報への転換を進めてまいります。

具体的には、施策の企画段階から情報の受け手を意識した発信の視点を取り入れられるよう、民間の専門的知見も活用しながら、研修や個別事業への助言を通じて、職員の意識やスキルの向上を図ります。また、県民生活や事業活動に身近な行政サービスの情報が必要な人に確実に届くよう、生活に役立つお知らせを中心とした広報紙を毎月発行し、市町村広報誌への掲載などにより配布します。

併せて、デジタル広報の充実を図るため、県公式ホームページへ対話型AIチャットボットを導入し、いつでも、誰でも必要な情報を簡単かつ的確に入手できる環境を整備します。さらに、経済対策や人口減少対策などの重点施策については、関係機関との連携や多様な媒体の活用など、施策ごとに手法を変えて効果的に発信してまいります。

（協働・共創の推進）

人口減少や社会構造の変化が進む中で、県が直面する課題は一層複雑化・多様化しており、従来の行政手法のみでは対応が難しくなっています。こうした状況を踏まえ、県民、企業、団体など多様な主体の知恵や強みを結集し、課題解決を図る「協働・共創」の取組を一層推進してまいります。

このため、県政への県民参加の裾野を広げる新たな仕組みとして、県民から募った事業提案を県民投票を通じて予算化につなげる「県民参加による提案・投票制度（仮称）」を創設します。デジタル技術を活用し、多くの県民が県政に参画できる環境を整えることで、開かれた政策形成につなげてまいります。

併せて、県と企業・団体等が継続的に対話を重ねながら、柔軟に事業構想や施策の具体化を図る「長野県共創デザインラボ（仮称）」を立ち上げ、常設の共創提案窓口を新たに設けるなど、連携の輪をさらに広げてまいります。

これらの取組を通じて、単なる意見聴取や事業連携にとどまらず、県民や関係主体とともに考え行動し、成果を生み出す県政運営を実現してまいります。

(データ等を活用した政策形成の推進)

限られた行財政資源の下で、県の施策を効果的、効率的に実施するためには、職員のデータを利活用する力を高めるとともに、客観的な根拠（データ）に基づく政策立案や効果検証（いわゆるEBPM）を進めることが重要です。

また、プラン 3.0 で掲げている達成目標間の因果関係の整理や達成目標を中心とした他県比較等を行い、本県の現状分析を実施するなど、データを活用して効果的な政策形成を進めてまいります。

庁内におけるEBPMの推進に向けては、職員に対しデータを活用した課題解決の進め方や分析手法の知識・技術の向上を図るとともに、関係部局がテーマを決めて実践するモデル構築の取組や、その手法の蓄積と普及に努めてきたところ です。

また、今年度は、公的な統計データより即時性が高くデータ量の多いビッグデータを分析できる民間のデータツールを導入し、伝わる広報や効果的な観光プロモーションといった場面での活用を進めてまいりました。

さらに、来年度は、効果検証によるEBPMを試行することとし、事業効果の検証や検証結果を根拠とした事業継続の必要性の判断、あるいは施策手法の改善について、実証してまいります。

引き続き、データ等を活用した政策形成の推進に向け、デジタル技術や専門家の知見も活用しながらモデルを構築し、説得力と有効性のある政策立案や施策の効果検証と手法改善を展開するなど、EBPMの強化に取り組んでまいります。

(地方分権・規制改革)

人口減少・少子化や相次ぐ災害への対応など、地方自治体が抱える諸課題を的

確に解決していくためには、地方が自らの判断と責任で、地域の実情に応じた施策を実施できるよう地方分権改革を強力に推進することが必要です。地方自治体の事務事業に関する義務付け・枠付けなど国の過度な関与の見直しに加え、ナショナルスタンダードの観点を踏まえた国と地方の担うべき役割や見合った権限・財源移譲などについても国に対して提案・要望を行ってまいります。

また、信州未来共創戦略の取組を進める中で阻害となる規制や制度について、県自らが見直しを行うとともに、国に対しても提案・要望を行ってまいります。

以上、御説明いたしました企画振興部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計190億6,332万4千円であります。

また、債務負担行為として、高速情報通信ネットワーク整備事業7億9,789万4千円、自治体情報セキュリティクラウド構築事業27億8,022万1千円、しなの鉄道の設備投資等借入金に対する損失補償10億円の3件を設定いたしました。

【条例案】

条例案は、「長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案」など3件です。

以上、企画振興部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

総務部長議案説明要旨

令和7年度の財政状況と令和8年度の歳入を中心とする県財政の見通しについて御説明申し上げ、あわせて、今回提出いたしました予算案等のうち総務部関係の概要について申し上げます。

まず、令和7年度の財政状況について申し上げます。

本県の令和7年度当初予算は、人口減少をはじめとする様々な課題から確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を築くため、「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づく取組を一層推進するための予算として編成いたしました。

その後、継続する物価上昇や米国による関税措置の影響への懸念など、先行きが不透明な経済状況下において、県民の暮らしを守り、中小企業等の経営を支えるため、昨年6月に物価高騰・米国関税措置支援パッケージを策定し、各種施策を講じてまいりました。また、大雨・渇水等の災害への対応、医療提供体制や教育環境の整備などの課題にも対応してきました。

これらに加え、昨年11月に策定された国の総合経済対策を踏まえ、県としても、「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」を策定し、その実行に必要な補正予算を編成したところです。これらを含めた一般会計の現計予算額は1兆1,188億9,843万5千円となります。今後は、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴う予算の補正が見込まれるところです。

歳入について申し上げますと、県税収入は、企業業績が好調に推移したことや給与所得等の伸びなどにより、法人関係税や個人県民税などが増となったため、当初予算額を165億円余上回るものと見込んでいます。地方交付税については、普通交付税が国の補正予算による追加措置もあり、当初予算額を165億

円余上回る 2,318 億円余となる見込みです。県債については、補正予算における国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策事業の追加などにより、当初予算額を上回る見込みです。

なお、令和 7 年度の一般会計は、当初予算段階で財政調整のための基金を 110 億円取崩して対応しているところであり、引き続き、事業の効率的な実施や経費の節減に努め、収支の改善を図ってまいります。

次に、令和 8 年度の国の地方財政対策について申し上げます。

地方財政対策の通常収支分については、歳出面において、いわゆる教育無償化に係る地方負担が計上されたほか、防災・減災対策を進めるための「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」の事業期間の延長や、物価高や官公需の価格転嫁への対応、地方公務員の給与改定による人件費の増加を踏まえた経費の増額などにより、地方財政対策の規模は 102 兆 4,400 億円程度で前年度と比べて 5.5 パーセント程度の増加、公債費等を除く地方一般歳出は 85 兆 5,500 億円程度で、同じく 5.2 パーセント程度の増加となっております。

歳入面では、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで 67 兆 5,078 億円と前年度と比べて 5.9 パーセントの増となっております。その主な内訳は、地方税が 47 兆 8,185 億円で、前年度と比べて 5.2 パーセント増加するほか、軽油引取税の暫定税率や自動車税の環境性能割などの廃止に伴う減収分を補填するための地方特例交付金が計上されています。また、地方交付税が 20 兆 1,848 億円で 6.5 パーセント増加する一方、引き続き臨時財政対策債の新規発行額がゼロとなっております。

続いて、本県の令和 8 年度当初予算案の概要について申し上げます。

この予算案は、人口減少など時代の大転換期を迎える中、対話と共創に努め、県民起点・現場重視で、確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るため、「しあわせ信州創造プラン3.0」を着実に推進するための予算として編成いたしました。重点項目として、産業競争力の強化、家計可処分所得の向上、持続可能な農業や観光立県の実現といった経済・産業施策に加え、教育・子育て支援の充実、安全で持続可能な医療提供体制の構築、移動利便性の向上などの暮らしを支える施策、更には脱炭素社会の実現、伝わる広報への転換を掲げ、それらの推進に力点を置き、予算を計上しました。

当初予算案の規模は、一般会計で1兆658億5,189万8千円と、前年度当初予算額と比べて539億円余、率にして5.3パーセントの増となっています。

以下、歳入の概要について申し上げます。

県税については、今年度の税込見通しと最近の経済情勢を踏まえ、前年度当初予算額と比べて4.9パーセント増の2,672億5,564万6千円を計上しました。主な税目別では、県民税978億1,595万3千円、事業税787億2,337万7千円、地方消費税424億5,974万9千円、自動車税294億8,431万3千円、軽油引取税85億4,120万5千円を見込んでいます。

地方交付税については、前年度当初予算額と比べて6.7パーセント増の2,297億100万円を、地方消費税清算金については、12.1パーセント増の1,254億1,106万3千円を、地方譲与税については、8.7パーセント増の492億6,900万円を、地方財政対策等を踏まえ計上しました。また、県民税利子割に係る清算制度の導入に伴い、利子割清算金については、17億8万7千円を計上したほか、地方特例交付金については、税制改正に伴う減収補填などにより114億1,500万円を計上しました。

県債については、臨時財政対策債が地方財政対策により発行額が引き続きゼロとなるとともに、通常債が、防災行政無線設備更新や松本平広域公園陸上競

技場整備の事業進捗等に伴う減などにより減少することから、前年度当初予算額と比べて 32 億円余の減となる 698 億 8,600 万円を計上しました。なお、来年度の県債残高は、臨時財政対策債の抑制等により減少する見通しです。また、通常債について後年度に交付税措置のある県債を最大限活用することにより、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率は、引き続き健全な水準を維持する見通しです。

国庫支出金については、教育費の負担軽減に係る対応などにより、前年度当初予算額と比べて 41 億円余の増となる 1,252 億 5,026 万 3 千円を計上しました。

このほか、諸収入 1,321 億 8,761 万 9 千円、繰入金 340 億 7,720 万円、使用料及び手数料 142 億 5,003 万 3 千円などを計上しました。

なお、財源不足額は、前年度当初予算時と比べて 5 億円減の 105 億円となっており、財政調整基金 55 億円及び減債基金 50 億円を取り崩して対応することとしています。

今後の県財政については、高齢化等による社会保障関係費の増加に加え、昨今の経済情勢の変化等による人件費や公債費の増加により、厳しい財政運営を強いられることが懸念される一方、人口減少対策をはじめとした各種施策を積極的に推進していくことが必要となります。

このため、財源や人的資源などの行政経営資源が制約される中でも、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応できるよう、徹底した事業見直しや、人的資源の制約も踏まえた業務の効率化、中長期的な見通しを持った投資的経費の重点化、将来世代への過度な負担の抑制など、持続可能な行財政基盤の構築に向け、全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、総務部関係の予算案及び条例案につきまして、その概要を御説明申し

上げます。

総務部関係の令和8年度当初予算案は、一般会計2,761億4,795万7千円、公債費特別会計2,549億8,454万7千円をそれぞれ計上しました。

県有施設の省エネルギー化を推進するため、照明設備のLED化工事等を実施するとともに、「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有施設の長寿命化等を図る工事を計画的に進めます。

また、県民のために真に役立つ組織づくりと、職員が明るく楽しく前向きに仕事ができる環境づくりを進めるため、組織風土改革「かえるプロジェクト」に取り組んでいます。職員研修では、職場の心理的安全性を高めるとともに、職員一人ひとりの主体的な学びや成長を支援するため、管理監督職員のマネジメント力の向上やキャリア形成支援に関する研修などを実施してまいります。また、テレワークなど新しい働き方を実現するためのデジタルツールの活用を一層推進するとともに、場所や時間にとらわれない働き方を支える職場環境の実現に向けたオフィス改革を進め、職員間のコミュニケーションの活性化とすごとの生産性の向上につなげてまいります。

さらに、外部の専門的知見も取り入れながら、徹底した業務改革（BPR）に取り組めます。定型業務の外部委託や生成AIを活用した相談記録作成の効率化など、モデル所属等における業務改善施策の実証・実装を通じて、全庁展開を図り、職員が付加価値の高い業務に注力できる環境を整備します。

加えて、職員採用試験の受験者減少が全国的な課題となる中、県組織の持続的な運営に必要な職員数を確保するため、県職員の採用活動の強化に取り組めます。

歳入の確保につきましては、引き続き、県税の納期内納付の促進に努めるほか、クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金「ガチなが」や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、広告収入などの確保を積極的に進めるとともに

に、6月から導入する宿泊税の適正な賦課徴収に取り組んでまいります

条例案は、一部改正条例案3件であります。

このうち、「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、子育て部分休暇について、現行の1日2時間までの形態に加え、1年につき10日相当までの形態を設け、いずれかの形態を選択可能とするとともに、子の対象年齢を引き上げる改正を行うものです。

以上、概要について御説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、県民文化部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

県民文化部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計483億8,125万1千円、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計2億5,725万1千円であります。

県民文化部は、県民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、県民生活に密接に関連する施策を展開しております。

新年度は、しあわせ信州創造プラン3.0の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向け、県民生活の安全確保、文化芸術の振興、子ども・若者の夢や希望の実現、人権の尊重、多文化共生社会の実現、ジェンダー主流化や学びの県づくりの推進など、多種多様な施策を総合的に推進してまいります。

以下、しあわせ信州創造プラン3.0の施策の総合的展開に沿って、県民文化部が取り組む主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

【県民生活の安全を確保する】

安全で安心な県民生活を確保するため、交通事故や犯罪、消費者被害の防止に向けた取組を関係団体等と連携して推進してまいります。

昨年の県内の交通事故死者に占める高齢者の割合は5割と依然として高く、高齢ドライバーによる交通事故の割合も増加していることから、季別の交通安全運動等を通じて高齢者の交通事故防止に重点的に取り組んでまいります。

安全な自転車利用につきましては、引き続き体験型の交通安全教育であるスケアード・ストレイトを実施し高校生の意識改革に取り組むほか、来年度から導入される自転車の青切符制度の周知に努めてまいります。

増加している「電話でお金詐欺」や「SNS型投資・ロマンス詐欺」対策で

は、幅広い世代に対する出前講座や、協力企業等を認証する「働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト」を実施し、県警察や関係団体とも連携して啓発活動に取り組みます。

また、安全・安心に暮らせる長野県の実現のためには、社会全体の防犯意識の向上が重要です。防犯の視点からまちづくりを考えるための「長野県安全で安心なまちづくり指針（仮称）」を今年度末までに策定し、身近な防犯対策を行政はじめ関係機関や県民一人ひとりが自分ごととして実践できるよう、普及啓発に努めてまいります。

【人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する】

持続可能な社会の実現に向けては、日々の暮らしの中で環境や地域にやさしい商品を選択するといった「エシカル消費」を実践し、消費の力で社会の変革を促しながら、よりよい未来を築いていくことが大切です。

このため、「しあわせバイ信州運動」と一本化した消費運動として、産業労働部はじめ他部局とも連携しながら県民の皆様への浸透を図っているところであり、テレビ、WEB等のメディアを活用した啓発を実施するほか、大学と連携した情報発信を行います。引き続きエシカル消費についての理解を広げ、地元の商品の積極的な購入など日常生活における更なる実践に繋がるよう取り組んでまいります。

【住む人も訪れる人も快適な空間をつくる】

長野県 150 周年イヤーが幕を開け、1月早々から数々のメディアで取り上げられ、記念商品も発売されるなど、県全体で 150 周年の機運が高まってまいりました。

市町村や民間企業との連携についても順調に進み、1月末時点でロゴ利用や事業認定に約 60 件の申請をいただいております。様々な取組が始まっています。

県では、昨年末の特設サイト開設をはじめ、県内コンビニエンスストアへの

ポスター掲出、県公式 SNS での発信等の PR を展開し、1 月末には県内テレビ局との連携イベントを開催するなど、各種事業が本格的に始動しております。

今月 10 日からは「信濃の国」のオリジナル歌詞を募集する投稿キャンペーンを開始しました。県民の皆様やメディアからの注目度も高まっておりますので、多くの作品が集まることを期待しております。

また、8 月 21 日の記念式典については、メイン会場である松本のハーモニーホールに加え、県内 4 カ所にサテライト会場を設け実施する予定です。開かれた、そして一体感のある式典となるよう努めてまいります。

この 150 周年が、県民の皆様の愛着と誇りを醸成し、県の魅力を一層高めていく契機となるよう、今後も各種事業を推進してまいります。

【文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する】

文化芸術と触れ合うことは、県民の皆様に心の豊かさと潤いをもたらします。文化芸術があらゆる分野に根づき生かされるとともに、文化芸術活動や伝統文化が地域で支えられ、その価値が次世代へ引き継がれるよう、文化芸術振興の取組を推進してまいります。

「信州アーツカウンシル」では、地域の文化芸術活動に対する助成や、専門スタッフによる相談・助言といった寄り添い型の支援に加え、これまで助成を受けた団体がアーツカウンシルに参画・協働することにより、支援の輪をさらに広げてまいります。また、アーツカウンシルと県、市町村の文化施設等が協働して事業を展開するなど、広域的な連携を進めるための仕組みづくりを検討してまいります。

県民文化会館をはじめとする県立 3 文化会館については、広域的な文化芸術振興を担う拠点として、指定管理者である一般財団法人長野県文化振興事業団と連携しながら、引き続き県民の皆様の鑑賞や発表の機会の充実に取り組みます。

県立美術館においては、信濃美術館時代から 60 年に渡り収集したコレクション

ョンから多彩な作品を展示する「長野県 150 周年記念コレクション特集展」や、ブルックリン博物館の所蔵品を展示する「特別展 古代エジプト」など、幅広い世代の皆様にご来館いただける展覧会を開催してまいります。また、障がいのある方を対象とした特別鑑賞日やスクールプログラムの実施、県立美術館以外の会場での移動展や交流展の開催など、多くの皆様が美術作品に触れ、学びを深める機会の提供に引き続き取り組んでまいります。

人口減少や少子高齢化の進行により民族芸能の担い手確保が課題となっていることから、シンポジウムの開催、地域におけるフィールドワークの実施などを通じて、民族芸能の保存・継承の支援に向けた調査・研究を実施してまいります。

令和 3 年度の請願採択を受けて準備を進めてきた「長野県史」について、戦後現代史を中心とした新しい県史の編さんに、長野県 150 周年の節目である来年度から着手します。令和 17 年度までの 10 年間を目途に、長野県の多様な歩みとその特色を、県民参加による幅広い資料の調査・収集などを通じて明らかにし、誰もが利活用できるようデジタル技術の活用に努め、編さんを進めてまいります。

県立歴史館においては、「長野県 150 周年のあゆみ—県民の“お宝”公文書の世界—」をはじめとする企画展を開催し、歴史学習の拠点として学びを深められるよう取り組むとともに、今後のあり方についても検討を進めてまいります。

【子どもや若者の幸福追求を最大限支援する】

◇若者の結婚・出産・子育ての希望実現

結婚、妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を進めてまいります。

婚活支援センターの民間委託による運営や企業間での異業種交流会の開催支援などに取り組み、出会い・交流の場づくりの強化を図るほか、大学生等や社会人向けのライフデザインセミナーに加え、ライフデザイン支援の意義につい

て産業界の理解を深める経営者等向けセミナーを開催するとともに、大学生等を対象とした子育て家庭内での子育て体験を実施します。

また、社会全体で子どもの育ちを支え、次世代を担う子どもたちが安心して暮らすことができる社会を実現するため、「子育て家庭応援プラン」における取組について拡充するなど、子育て支援を総合的に実施します。

来年度から全市町村で実施予定の、こども誰でも通園制度や配置基準の引上げ等による保育士不足に対応するため、インフルエンサー等による豊かな自然環境を活かした保育のPRや、養成校等と連携し、高校生等の学生やその保護者が保育現場の魅力を体感する機会の提供を行うなど、県内外の若者に広く本県の保育に興味関心を持ってもらい、学生の保育士への就労促進に積極的に取り組んでまいります。

市町村が地域の実情に応じて実施する独自の負担軽減策への支援を行う「子ども・子育て応援市町村交付金」について、これまで未就学児のみであった対象を妊娠時から義務教育年齢までに拡大し、子育て家庭における経済的負担の軽減を更に推進してまいります。

子どもを3人以上扶養する世帯については、私立専門学校生の授業料・入学料を所得制限なく上限額まで減免するとともに、低所得世帯については、県内出身者を対象に長野県立大学の授業料・入学料を減免するなど、多子世帯等に重点を置いて教育費負担の軽減を図ります。

◇子ども・若者が夢を持てる社会の創造

子ども・若者が健やかに育つことができ、支援を必要とする子ども・若者を支えることができる環境を整備していくことが求められています。

そのため、地域における子どもの居場所である「信州こどもカフェ」について、近年の物価高騰等の課題を踏まえた運営費補助の拡大を図るとともに、資金調達や人材確保、関係団体との連携など運営基盤の強化を図るため、「信州こどもカフェサポートセンター（仮称）」を新たに設置し、持続可能な運営体制の

構築を推進してまいります。

若者の主体的な活動の場となる「ユースカウンスル」の設立に向けて「信州みらいフェス」や「信州若者みらい会議」を開催するとともに、県内へのユースセンターの設置を加速化するため、「地域発 元気づくり支援金」による支援に加え、ユースワーカー交流会の開催や先進団体等による相談や助言等を行ってまいります。交流連携協定を締結している沖縄県との間では、引き続き長野・沖縄両県の若者が交流する機会を創出し、相互理解の促進や、地域づくりの核となる人材の育成などに取り組めます。

また、困難を抱える子ども・若者への支援としては、「子ども・若者総合相談センター」の認知度向上や設置圏域の拡大を進め、ひきこもりや発達障がい等に関する相談体制を強化するとともに、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、必要な支援に結び付けるため、専用相談窓口の設置や外国語対応通訳派遣等により、ヤングケアラー支援の体制整備に取り組んでまいります。

脳や神経に由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で活かしていこうというニューロダイバーシティの考え方や職場の環境調整の仕方などの企業への普及啓発をさらに促進し、多様な発達特性を持つ若者の離職防止や就労促進を図ってまいります。

ひとり親家庭への支援については、生活・子育て支援に加え、引き続き就業・相談を中心とした、自立に重点を置いた支援に取り組めます。児童扶養手当の支給、就業支援員による就労に向けた各種支援、職業能力開発に係る受講料助成、弁護士による専門法律相談や公正証書等の作成、保証契約の締結に係る費用の補助など、ひとり親家庭が抱える課題に対し、包括的に支援してまいります。また、貧困等による子どもの進学段階における格差を是正するため、経済的課題を抱える家庭に対し入学試験に係る模擬試験費用及び大学等の受験料を支援してまいります。

依然として高止まり状態にある児童虐待への対応は喫緊の課題であるとともに、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全

体で支えていく取組を推進していく必要があります。

今年度から長野県社会的養育推進計画後期計画が始まりました。全ての子どもが人として大切にされ、自分らしく生きられるよう、家庭での育ちを保障する「家庭養育優先原則」と、子どもがつながりたいと思える大人との永続的な関係性を抱きながら成長できる養育環境を保障する「パーマネンシー保障」の理念に基づく取組を順次実施してまいります。

児童福祉を担う行政機関や民間施設等において人手不足が顕著であることから、専門の人材バンクを設置して学生等へ情報提供等を行うとともに、コーディネーターによる相談や交流会の開催等、就職後の支援も実施し、児童福祉人材の確保と定着を図ります。

里親委託や特別養子縁組の拡大を図るため、里親を開拓してその養育を支援する「里親支援センター」の拡充に向けて新たに児童福祉施設に包括的里親支援業務を委託するとともに、制度周知のためWEB広告を実施します。また、質の高い里親養育を目指して研修の充実や関係者の連携を強化します。

【年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる】

年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮できる公正な社会を実現していく必要があります。

昨年6月に検討に着手した「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」は、先月末まで5回にわたり人権政策審議会で検討を重ね、現在骨子案についてパブリックコメントを実施しています。

骨子案は、分かりやすい例示を備えた人権侵害行為等の禁止規定、相談体制の充実、「人権オンブズパーソン（仮称）」を中核に据えた人権救済体制の構築、インターネット上の誹謗中傷等への迅速な対応、災害時の人権侵害の防止規定など、複雑化・多様化する人権課題に対応し、本県の人権課題への取組を強化

する内容となっています。

今年度中に人権政策審議会から答申をいただけるよう引き続き検討し、人権がより尊重される社会の実現に資する条例の制定を目指してまいります。

犯罪被害者等に切れ目のない支援を実現するため、来年度は警察・市町村・早期援助団体などの関係機関と連携してワンストップ支援体制を強化し、新たに配置するコーディネーターを中心に、被害者等の個別の事情に応じた切れ目のない支援を進めてまいります。

近年増加する外国人県民については、外国籍の方を含む全ての県民の皆様が地域社会の一員として等しく活躍できる社会を目指していく必要があります。このため、生活のために最低限必要な日本語や日本文化、生活習慣を学ぶことができるオンライン教室を通じて、外国人県民の皆様がどこに住んでも日本語で意思疎通を図ることができる環境を整えるとともに、市町村や企業等が外国人との対話等を通じて自ら課題を把握し、解決を図る取組をパイロット事業として支援します。また、現在実施している県民アンケートの結果も踏まえながら、長野県外国人政策検討懇談会において本県の外国人政策についてさらなる検討を行ってまいります。

【女性が自分らしく輝ける環境をつくる】

多様な働き方、暮らし方の選択肢がある中で、女性が自らの意思に基づいて、職場、地域、家庭などあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生活できる社会を実現していく必要があります。

策定を進めている「第6次長野県男女共同参画計画」には、「ジェンダー主流化」の考え方を明確に盛り込むこととしており、計画初年度となる来年度は、県の様々な施策にジェンダーの視点を反映するためのガイドライン作成と県職員への意識浸透に向けた研修を行います。また、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を充実させ、各メンバーの取組の加速化及び広報の充実による外部への波及拡大を図るとともに、地域活動に女性の参加が進まな

い要因や課題を把握するための調査を実施します。

悩みや困難を抱える女性が安心かつ自立して暮らせるよう、DV加害者の更生プログラムやアウトリーチ型の相談、居場所の提供等を民間団体と連携して実施し、女性への支援を強化します。

【一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する】

変化が激しく先行き不透明な時代にあって、これまでの一律一様の学びから児童生徒一人ひとりのニーズ、個性、認知・発達特性に応じた「個別最適な学びへの転換」が求められております。

引き続き、信州学び円卓会議を中心に、「ともつくミーティング」や「ともつくフォーラム」を通じて、様々な主体の連携・協働の促進や取組状況を発信し、県民全体の機運醸成を図ることで、「学びの『新しい当たり前』を共に創る」ための取組を県下に拡大してまいります。

信州のアイデンティティと国際的視野をあわせ持った世界の様々な分野で活躍できる人材を育成するため、学生等が企画する長期の海外留学の支援制度を創設します。

信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した信州型自然保育認定制度「信州やまほいく」は、引き続き更なる認定園の普及を目指してまいります。さらにフィールド整備への支援や自然保育に関する研修の充実、保育料の負担軽減など、質の向上や利用者支援に取り組んでまいります。

【一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる】

不登校児童生徒が増加する中、一人ひとりに合った「学びの場」を確保することが重要です。

昨年度創設した「信州型フリースクール認証制度」では、運営やスタッフの資質向上への支援のほか、学校に行けない又は行かない子どもたちの保護者の交流の場の充実や、より良い認証制度にするための懇談会を開催し、子どもた

ちに多様な学びの場を提供してまいります。

地方から大都市圏への流出を食い止め、また、大都市圏に住む若者や子育て世代を長野県に呼び込むため、県内外の高校生に長野県の高等教育機関で学ぶ魅力を発信するとともに、子育て世代に向けて長野県で学ぶことの魅力を併せて発信してまいります。

私立学校は、独自の建学精神に基づき、特色ある教育の実践を通じ、公立学校とともに公教育の一翼を担っています。長野県の子どもたちの多様な学びを支えるため、引き続き私立学校への運営支援を行うとともに、私立学校の教育条件の維持向上や、私立高等学校等就学支援金の収入要件撤廃及び支給上限額の引上げなど児童生徒等の経済的負担の軽減に向けた支援を行ってまいります。

【高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する】

長野県立大学は、大学がその理念や使命を果たすため、開学以来の着実な歩みを基盤として、飛躍を遂げられるよう、本年4月から新たに就任する学長のもと取組を進めてまいります。

新年度は、引き続き、地域の特性を踏まえた研究や地域イノベーションを実現するための産学官連携の推進など、大学とともに取り組んでまいります。

地域の人材需給や急速な少子化等に対応するため、今後の県内高等教育機関における人材育成の在り方等を集中的に検討する「地域構想推進プラットフォーム」を産学官金等により構築してまいります。

県内大学の収容力は依然として低く、地域においては、大学の立地促進を契機とした地域の活性化が期待されていることから、市町村と連携して県外大学への訪問や誘致活動を実施するなど、県内への立地促進活動に取り組むとともに、県内私立大学初の農学系学部となる清泉大学農学部（仮称）の設置を支援してまいります。

また、理工系の県内大学や県内企業と連携し、学生が企業への理解を深める機会の創出や、県内高校生のキャリア形成に向けた交流会の開催などにより、

理工系人材の確保・育成に取り組みます。

以上、令和8年度一般会計当初予算案における主な施策について申し上げます。

債務負担行為としましては、児童扶養手当システム改修事業など3事業、総額1億3,155万5千円を設定いたしました。

条例案は、県立美術館の施設の利用料金の額を改定する「長野県立美術館条例の一部を改正する条例案」以下4件であります。

事件案は、交通事故に係る損害賠償に関する議案1件であります。

以上、県民文化部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。

何とぞ御審議の程をお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計1,450億9,916万1千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計4億6,699万9千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計39億9,751万4千円、国民健康保険特別会計1,750億5,816万9千円、総合リハビリテーション事業会計18億6,144万2千円であります。

健康福祉部では、これまで、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」が掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標の実現のため、「信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各種計画に基づく施策に、全力で取り組んでまいりました。

令和8年度は、4年目を迎える「しあわせ信州創造プラン3.0」のほか、3年目を迎える「第3期信州保健医療総合計画」、「第9期長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン2024」等を着実に推進するため、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「デジタル化の急速な進展への対応」といった課題に対して、保健・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「適切な医療・介護提供体制の整備と人材確保」、「社会全体での健康づくり・疾病対策の推進」、「県民生活の安全・安心の確保」、「誰もが自分らしく活躍できる環境の整備」に重点的に取り組んでまいります。

以下、令和8年度の主な施策につきまして、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の政策の柱に沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

総合5か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、医療・福祉人材の確保、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

(信州ACE（エース）プロジェクトと疾病予防の推進)

はじめに、信州ACE（エース）プロジェクトと疾病予防の推進についてでございます。

県民の健康づくりを推進するため、市町村や保険者、企業等と連携し、県民が一体となって健康長寿を目指す「信州ACE（エース）プロジェクト」を進めてまいります。

また、県民の生活の質の向上と医療・介護費の適正化を念頭に、大学と連携した減塩の啓発や野菜摂取の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開します。さらに、保健・医療・介護データの分析や情報提供により市町村等の保健活動を支援するとともに、ライフステージに応じた課題への対応にも取り組んでまいります。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用した企業対抗ウォーキングの実施や、長野県版身体活動ガイドを用いた運動習慣定着に向けた普及啓発を進めるとともに、企業や関係団体と連携し、健康に配慮した食事を選択しやすい環境づくりに取り組むことで、運動習慣の定着と食生活の改善を促してまいります。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村や企業へ派遣し、転倒防止など要介護リスクの高い事象への対応を促すとともに、予防に携わる関係者の知識・技術の向上を目的とした研修会の開催などを通じて、フレイル予防の取組を支援してまいります。

また、歯科口腔保健につきましては、歯科衛生士の復職を支援するとともに、業務内容や専門職としての魅力を広くPRし、歯科専門職の確保に取り組んでまいります。あわせて、大学生等を対象に歯科検診を実施し受診機会の拡充を図ることで、全身の健康づくりと一体となった取組を推進してまいります。

市町村国保においては、各市町村が令和8年度に実施する第3期データヘルス計画の中間評価に向け、県内市町村の共通評価指標等に基づくデータ分析結果を提供するとともに、評価の進め方に関する助言を行うなど、市町村被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を支援してまいります。

(医療・介護提供体制の充実)

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

人口減少や高齢化に伴う医療ニーズの変化に加え、物価や人件費の高騰など、本県の医療を取り巻く環境は大きく変化しており、持続可能で安全・安心な医療提供体制の確保が喫緊の課題となっています。このため、県民が必要な医療を安定的に受けられるよう、不採算分野である政策医療への支援を強化してまいります。

まず、救命救急センターへの運営費補助については、信州大学医学部附属病院を新たに対象に加え、救急医療体制の維持・充実を図ります。また、物価高騰により増加した救命救急センター及び周産期母子医療センターの運営コストにつ

いては、国の補助額が見直されるまでの間、県独自の上乘せ支援を実施します。さらに、身体合併症を有する精神疾患患者を受け入れる医療機関への支援についても継続いたします。

あわせて、2040年頃を見据えた医療提供体制の将来ビジョンとなる新たな地域医療構想の策定を進めるとともに、診療実績等のデータ分析・提供を通じて、医療機能の見直しや病院間連携の取組を力強く後押ししてまいります。

循環器病対策につきましては、予防に資する取組に加え、再発や増悪の防止のため、急性期から回復期以降まで切れ目なく患者支援を継続することが重要であることから、医療機関、介護事業者、自治体等が連携する地域連携体制や、多職種間におけるネットワークの構築を進めてまいります。

地方独立行政法人長野県立病院機構につきましては、これまで本県の地域医療や高度・専門医療に大きく貢献してきましたが、近年は厳しい経営状況が続いています。このため、令和7年度を始期とする第4期中期計画において経営改善に継続して取り組むとともに、県と病院機構が連携し、質が高く効率的な医療を持続的かつ安定的に提供してまいります。

子どもや障がい者等の経済的負担を軽減する福祉医療費給付事業につきましては、新たに精神障がい者の入院医療費を補助対象とする事業の拡充を行い、さらなる福祉の向上を図ってまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケア体制の深化・推進を目指し、介護保険事業の実施主体である市町村の支援等に取り組んでいるところです。

特に、令和8年度が最終年度となる「第9期長野県高齢者プラン」で位置付け

ている高齢者の生活支援サービスにつきましては、生活支援コーディネーターを中心に多様な主体が連携できる体制を構築するため、新たに生活支援共創プラットフォームの整備を進めてまいります。

また、令和9年度から3年間の「第10期長野県高齢者プラン」の策定に当たりましては、市町村と連携・協力するとともに、保健・医療・福祉などの関係者から幅広く施策の方向性等についてご意見を伺いながら、高齢者福祉全般にわたる県の施策を示してまいります。

このほか、特別養護老人ホーム等の施設整備を着実に進めるとともに、高齢者施設等における防災・減災対策への支援にも取り組んでまいります。

（医療・福祉人材の確保）

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、医師無料職業紹介や研究資金の貸与などにより即戦力となる医師の確保を進めるほか、大学医学部の地域枠の学生を含む修学資金貸与事業の拡大や、貸与を受けた医学生へのキャリア形成支援の充実を図り、将来の地域医療を担う医師の養成・確保に努めてまいります。

また、本県では、医師の働き方改革の進展や高齢者人口の増加により医師派遣の需要が増加しています。これまで県では自治医科大学出身医師及び修学資金貸与医師の配置について、信州大学医学部と協議を行ってきましたが、これら以外の医師についてもより効率的な派遣を実現するため、県と信州大学医学部等との協議体制を一層強化してまいります。

信州大学医学部等と締結予定の地域医療に関する連携協定に医師派遣に関する取組を盛り込むとともに、両者が共同で検討・調整する「推進会議（仮称）」

を設置することで、最適な医師配置を進める仕組みを整えます。

さらに、信州大学医学部附属病院から地域の中核的な病院への医師派遣を支援する新たな補助金を設け、安定的な医師確保を財政面からも支えます。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所や病院内保育所運営費の補助拡充や看護学生への修学資金の貸与などにより、新規養成に向けた取組を推進してまいります。

また、特定行為研修や認定看護師資格の取得に対する支援の充実を図るとともに、ナースセンターによる研修や就労相談会等を通じて再就業の促進にも努めてまいります。

薬剤師の確保につきましては、潜在有資格者を対象とした復職・就業説明会や、中高生等に向けた職業理解のための説明会を開催するとともに、特に不足している病院に勤務する薬剤師に対しては奨学金返還の助成を行うなど、県内への就業促進と必要な薬剤師の確保に努めてまいります。

介護職員の確保につきましては、資格取得から入職までの一体的な支援の実施や、福祉系高校の入学者に対する修学資金の貸付を行うとともに、外国人介護人材の確保・定着を図るため、事業経営者向けの外国人活用セミナーの開催、外国人材向け住居を借り上げる際の家賃等への支援、事業者の海外現地での採用活動の支援など、総合的な人材確保対策に取り組んでまいります。

また、ケアの質向上につながる介護・障害福祉現場の生産性向上に向け、職員の負担軽減に資する業務改善や介護テクノロジーに関する相談窓口を設置するとともに、職員の処遇改善についても支援してまいります。

(自殺対策の推進)

次に、自殺対策の推進についてでございます。

1月に公表された警察庁の自殺統計（暫定値）によれば、令和7年における本県の自殺者数は318名、自殺死亡率は16.0で、いずれも前年より減少したものの、全国の自殺死亡率15.4を依然として上回っております。

また、20歳未満の自殺者数については、令和6年確定値において全国では過去最多となった一方、本県では減少し、全国平均を下回る水準となりました。これは、「子どもの自殺ゼロ」を目指して取り組んできた本県の施策が一定の成果を上げているものと受け止めております。

しかしながら、変動の大きい単年の自殺死亡率ではなく、長期的な傾向を示す5年平均死亡率で見ると、依然として全国平均には達しておらず、低い水準を維持するためには継続的な対策が必要です。

このため、本県では、全国に先駆けて実施している「子どもの自殺危機対応チーム」の運用を一層強化するとともに、「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、関係機関と連携しながら、総合的な自殺対策を着実に進めてまいります。

（食品・医薬品等の安全対策の推進）

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設に対する監視指導を実施するとともに、食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の徹底を図るため、適切な助言・指導を行ってまいります。これらの取組を通じて、県内で製造・加工される食品の安全性を高め、県民の食生活のさらなる向上を図ってまいります。

また、薬局や医薬品販売業者等に対する監視指導を行うとともに、医薬品製造業者等に対しては、適切な製造・品質管理に関する調査や助言を実施してまいります。あわせて、研修会等を通じて薬局薬剤師の資質向上を図り、かかりつけ薬

局の機能強化を推進してまいります。

旅館業の無許可営業者への対策につきましては、外部委託によるインターネット上の監視や、保健所による指導時の通訳派遣を実施し、宿泊税導入に際して求められる税負担の公平性の確保と、宿泊施設の衛生環境の保全に努めてまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

次に、総合5か年計画の柱の一つである、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」では、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、文化芸術の力の様々な領域への拡大に取り組んでまいります。

(文化芸術の力の様々な領域への拡大)

障がいのある方の文化芸術活動の普及、支援についてでございます。

令和4年度に「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がいのある方が芸術文化活動を通じて生きがいや楽しさを感じられるよう支援してまいりました。

今後も、展覧会の開催による発表機会の確保や、各種研修会・ワークショップ等を通じた支援人材の育成、障がいのある方が創作したアート作品のレンタル事業を実施するなど、障がいのある方が芸術文化活動に参加する環境を整備することにより、社会参加への支援と県民の障がいへの理解促進を図ってまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

次に、総合5か年計画の柱の一つである、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」では、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こと、「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げています。

これを踏まえ、健康福祉部では、妊娠・出産の安心向上、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

(妊娠・出産の安心向上)

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

住んでいる地域で妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てまで続けられるようにするためには、多様化するニーズに応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援できる体制の構築が必要です。

このため、「信州母子保健推進センター」において、市町村保健師等を対象とした人材育成や事業の運営等に関する情報発信を行い、母子保健施策の質の向上と地域間格差の是正に取り組んでまいります。

また、今年4月から県立木曾病院で分娩の受入が休止されることを踏まえ、令和7年度は木曾地域を先行モデルとして、地域全体で出産を支える体制づくりに向けた支援策を取りまとめたところです。

来年度は、木曾地域に続き、分娩医療機関のない大北地域にも支援策を展開し、妊婦の皆様が安心・安全に出産に臨める環境を整備してまいります。

(困難を抱える子ども・若者や家庭の支援)

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

不登校等の困難を抱える子どもが自尊感情や自己有用感を高められるようにするため、動物愛護センターをはじめ県内各地で動物介在活動を実施いたしま

す。また、子どもたちの社会参加が円滑に進むようにするため、保護者等を対象としたカウンセリングセミナーも開催いたします。

(障がい者共生社会の実現)

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（長野県障がい者共生条例）」の基本理念や障がいの「社会モデル」の考え方のさらなる普及を目指し、イベントでの啓発や出前講座の実施、積極的に優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大を図ってまいります。

障がい者の働く場の拡大と農業分野の人手不足の緩和を同時に実現する農福連携については、認知度の向上や、農家と障がい者就労施設とのマッチング、障がい特性に応じた技術指導の実施などの取組を一体的に進めてまいります。

あわせて、農業に取り組む施設の作業環境の整備を促進するため、農機具の購入や、新たに熱中症対策に必要な経費についても助成してまいります。

医療的ケア児等への支援については、今年度から信州大学医学部附属病院に運営を委託した「医療的ケア児等支援センター」において、医師に加え、新たにリハビリ専門職や栄養士などをスーパーバイザーとして派遣し、要支援者にとって身近な市町村や各圏域での支援体制の強化を図ってまいります。

高次脳機能障害への支援については、今年度から配置したコーディネーターを中心に、関係機関との連携強化や支援者の養成などを進めてまいります。

また、強度行動障がいについては、適切な支援を行える人材の育成や、事業所への専門人材の派遣による支援力の向上を図るなど、多様な障がいに対してラ

イフステージに応じたサービス基盤の充実に取り組んでまいります。

総合リハビリテーションセンターの整備については、今年度、移転候補地である県営住宅跡地の敷地調査を実施し、地盤等に問題がないことを確認しました。令和14年度の供用開始に向け、来年度は設計者選定のためのプロポーザルを実施し、準備を進めてまいります。

新施設については、今後の人口減少や他病院との役割分担を踏まえ、最適な規模とします。また、整形外科手術を廃止し、中途障がい者の社会復帰を目指す専門リハビリに特化することで、医療から自立訓練・就労支援まで一貫した支援を行う、県内唯一の施設としての役割を果たしてまいります。

この他の県立の障がい福祉施設についても、計画的な改修等を進め、利用しやすい施設としてまいります。

(生活困窮者等の援護を要する人々の支援)

次に、生活困窮者等への支援についてでございます。

継続する物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、「生活就労支援センター（まいさぼ）」を中心に、家計改善や就労支援など、自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

あわせて、相談員の処遇改善と支援スキルの向上を図ることで支援体制を強化し、生活や就労に関するよりきめ細かな相談支援に対応してまいります。

また、近年の猛暑による熱中症リスクの増加を踏まえ、市町村が実施する住民税非課税世帯を対象としたエアコン設置促進事業への助成や、「長野県フードサポートセンター（ふーさぼ）」による食料支援、「まいさぼ」におけるLED照明器具など生活必需品の提供を通じ、生活にお困りの方のニーズに寄り添った支援を進めてまいります。

(シニア世代の社会参加の促進)

次に、シニア世代の社会参加の促進についてでございます。

人生 100 年時代を迎え、人口減少が一層進む中であって、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、社会活動や就業など様々な場面で活躍できる社会の実現が求められています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心に、地域課題に関する相談支援や活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発や広報の強化などを進めることで、シニア世代が生きがいを持って活躍できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、長野県シニア大学においては、新たな知識・教養の習得、趣味活動を通じた交流、地域活動や社会参加の学びと実践を支援し、地域で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

以上、令和 8 年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和 8 年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給に関して 102 万 5 千円を、個人防護具備蓄等事業に関して 7,970 万 6 千円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案 7 件でございます。

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案」は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従事者、設備及び運営の基準等の一部改正に伴い、乳幼児が市町村の健康診査を受けた場合には、児童福祉施設等における入通所時等の健康診断を不要とするものです。

「長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案」は、学校教育法の一部改正に伴い、保育学科の入学資格を、大学の入学資格と同等とするものです。

「国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案」は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、被保険者から子ども・子育て支援金を徴収することとされたことから、国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関し、必要な事項を定めるものです。

「長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案」は、長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況を踏まえ、地方公営企業法上の病院事業とすることに伴い、所要の改正を行うものです。

「長野県附属機関条例の一部を改正する条例案」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行うものです。

「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案」は、食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設に関する基準を定めるものです。

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」は、諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定するものです。

事件案は、地方独立行政法人長野県立病院機構の定款変更及び第4期中期計画に係る変更の認可についての2件でございます。

このほか、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告1件であります。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、環境部関係について、その概要を御説明申し上げます。

環境部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計63億3,536万8千円、流域下水道事業会計201億3,220万4千円であります。

本県には、連なる山々の雄大な姿や澄みきった河川・湖沼、そして広がり豊かな森林が織り成す、風格ある自然景観が息づいております。そこには、多様な動植物が生命の営みを紡いでおり、本県ならではの豊かで崇高な自然環境が育まれております。この貴重な財産を未来へつないでいくため、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」及び「第五次長野県環境基本計画」に基づき、中長期的な視点に立ち環境施策を総合的に進めてまいります。

以下、令和8年度の主な事業につきまして、環境部の施策体系に沿って、順次御説明いたします。

第一に、「持続可能な脱炭素社会の創出」について申し上げます。2030年度までの10年間を計画期間とする長野県ゼロカーボン戦略については、策定後5年目に当たる本年度、見直しを進めてまいりました。これまで、2030年までの温室効果ガス正味排出量6割削減を目標に掲げ、様々な政策を動員して脱炭素化の取組を進めてまいりました。充電インフラ設備の整備等を進めたことで県内のEV保有台数は過去5年間で倍増するとともに、信州健康ゼロエネ住宅への助成などにより新築住宅のZEH率は約7割に達したほか、住宅の太陽光発電や小水力発電については、全国でも上位に位置する普及状況となっております。

ます。この結果、直近の実績では、同戦略の数値目標の基準年度である 2010 年度に比べて、温室効果ガス総排出量は 17.5 パーセント減少し、再生可能エネルギー生産量は 38.1 パーセント増加、さらには、県内総生産の増加と排出量の削減が同時に進展してデカップリングが全国以上に進むなど、取組の成果は一定程度現れています。しかし、家庭部門や産業・業務部門を中心に、現状のペースでは目標達成が厳しい状況にあります。一方で今日、地政学的緊張やエネルギー安全保障を背景に、世界的な気候変動対策が鈍化しかねない状況が現れてきております。

こうした状況を踏まえ、同戦略を改定する中で、本県も産業の近代化に伴い気候変動要因を生み出してきたことを認識し、美しい信州を維持していくため、脱炭素化をリードし、世界に貢献するとの強い決意の下、現行戦略に掲げる野心的な目標を敢えて維持し、経済的メリットの可視化や信州の自然・環境に根差した暮らしへの転換などの新たな方針を示したところです。

特に排出量削減が必要な家庭部門に関しては、住宅の省エネルギー性能の向上や大量消費・大量廃棄型からのライフスタイルの転換が必要です。そのため、長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案により、国の Z E H 水準適合義務付けに先駆け、新築住宅の Z E H 水準適合を義務化するとともに、環境に配慮した行動のコストメリットや昔ながらの生活の知恵等を県民と共有し、信州に根差したライフスタイルへの転換を広く促してまいります。

産業・業務部門に関しては、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に取り組む事業者を増やしていくため、様々な取組を進めてまいります。具体的には、本県独自の事業活動温暖化対策計画書制度を一層推進するとともに、「信州サステナビリティ・リンク・ローン（脱炭素型）活用促進制度」による中小規模排出事業者への金利優遇等を通じて、計画書制度へ参加する事業者の拡大を図ってまいります。また、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の更新等の費用の補助に加え、医療・福祉施設など 24 時間稼働する公益的施設を中心に

Z E B化の長期的な経済的メリット等を新たに調査・分析して事業者と共有するほか、事業者向けの「初期費用ゼロ円ソーラー」の普及に取り組み、再生可能エネルギー導入を推進してまいります。

運輸部門に関しては、E Vの普及拡大や環境負荷の低いまちづくりに向け、これまで実施していた太陽光発電設備と組み合わせた蓄電池及びV 2 H（E Vと住宅との双方向の充電・給電設備）の導入補助の対象に新たにE Vを加え、住宅屋根ソーラーと組み合わせたE Vの導入を促進するとともに、トランジットモールやパークアンドライド等の導入促進について検討を進め、関係機関との協議体を設置してウォーカーブルなまちづくりを目指してまいります。

再生可能エネルギーの普及拡大に向けては、引き続き、本県が大きなポテンシャルを有する太陽光発電や小水力発電を中心に取組を進めてまいります。屋根ソーラーが当たり前となる信州を目指し、長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案により、建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化や設計者から建築主への説明義務の拡大を図ってまいります。また、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な建物への普及を図るため、ペロブスカイト太陽電池や薄膜シリコン太陽電池など新技術の活用についても検討を進めます。小水力発電につきましては、「収益納付型補助金」により発電事業者の資金調達支援を継続するとともに、地域共生型・地消地産型発電の普及に向け、新たに発電事業者間の懇話会を設立し、地元調整や水利権申請等の手続きに関する検討や情報共有、地域内経済循環に資する優良モデルの創出などに取り組みます。また、市町村と連携し、地域に調和したソーラーシェアリングのモデルづくりを推進してまいります。なお、地上設置型の太陽光発電につきましては、令和6年4月に施行した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」を引き続き適切に運用を行うとともに、地域との共生を一層確保するため、条例の運用状況の検証に取り組みます。このほか、熱利用につきましては、今年度の地中熱導入施設の調査結果を踏まえ、定量的な効果や県内先進事例を

周知し、今後の普及促進につなげてまいります。

また、各分野で県民・事業者等の取組を加速するため、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「暮らしふと信州」において、ゼロカーボンの取組事例等の情報発信を充実するとともに、コーディネート機能を強化して県民、事業者等による共創の機会創出に取り組んでまいります。

第二に、「人と自然が共生する社会の実現」「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」について申し上げます。

まず、「生物多様性・自然環境の保全の推進」につきましては、本県の豊かな生物多様性を増進するため、令和7年12月に新設した「長野県生物多様性センター」を拠点として、保全増進活動に関わる方々への相談対応等の支援やウェブサイトなどを活用した情報発信を始め、自然共生サイト認定申請支援や県民向けガイドブックの作成、パートナーシップ協定の締結促進などに取り組んでまいります。また、イヌワシやライチョウなどの県内の希少種保全対策として、生息状況の調査や保護意識の醸成などに取り組んでまいります。

「自然とのふれあいや魅力ある自然環境の利活用の推進」につきましては、八ヶ岳中信高原国定公園内に位置する美ヶ原自然保護センターの機能強化を図るべく、改修に向けた基本構想を作成してまいります。また、インバウンドを含むすべての来訪者が自然公園の魅力を十分に体感できるよう、宿泊税を活用し、園路のバリアフリー化、案内看板の多言語化などにより、質の高い受入環境の整備を進めてまいります。

さらに、御岳県立公園においては、現在、環境省で国定公園の指定に向けた検討がされていますが、国定公園化された際には、地域が有する自然資源を観光振興や地域活力の向上へと結び付けるため、記念式典の開催や、県内外への効果的な情報発信を進めてまいります。

第三に「良好な生活環境保全の推進」について申し上げます。

「水環境保全の推進」につきましては、県内河川・湖沼の水質は長期的に改善傾向にあるものの、諏訪湖においては、ヒシの大量繁茂による景観の悪化や貧酸素化、クロモなどによる利水障害等の課題があります。このため、諏訪湖環境研究センターにおいて水質及び生態等に関する調査研究を一体的に進め、科学的知見を貧酸素対策や生態系及び利水に配慮した水草管理等の対応策に活用し、県内河川・湖沼に展開してまいります。

「大気環境保全の推進」につきましては、現在大気環境は概ね良好な状況が続いており、引き続き大気汚染状況の常時監視及び工場・事業場の発生源対策を徹底し、大気汚染防止対策を推進してまいります。

「廃棄物の適正処理等の推進」につきましては、多量排出事業者等の廃棄物処理計画の策定・実施を指導し、排出抑制など自主的な取組を一層支援してまいります。また、処理業者及び排出事業者に対しましては、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導により、産業廃棄物の適正な処理を推進してまいります。

また、生活環境の保全及び廃棄物処理に対する県民の不安解消と信頼確保に向けて、県民や市町村、警察等の関係機関と連携した監視体制により、不適正処理や不法投棄の未然防止、早期発見に努めてまいります。あわせて、産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対する立入検査を実施し、違反行為に対しては厳正かつ迅速に行政処分を行ってまいります。

第四に、「災害に強い県づくりの推進」「社会的なインフラの維持・発展」について申し上げます。

上下水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設老朽化の進行、耐震化の遅れ、さらには専門人材不足など将来の安定的なサービス提供に関わる多くの課題に直面しております。このため、人材や施設、資金といった限られた資源を効率的に活用し、経営面でのスケールメリットを創出する広域連携の推進がますます重要となっております。

こうした状況を踏まえ、令和5年3月に改定した「長野県水道ビジョン」及び同年3月策定の「長野県生活排水処理構想（2022 改定版）」に基づき、市町村と連携して圏域ごとの検討を進めているところです。あわせて、上下水道事業者に対して、外部専門家による指導・助言の実施やセミナーの開催など、上下水道の基盤強化に向けた取組を一層加速してまいります。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、上下水道施設が甚大な被害を受け、断水の長期化により住民生活へ大きな影響が生じました。県内の上下水道施設においても耐震化率は依然として低い水準にあることから、令和7年1月に県内市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、施設や管路の耐震化が計画的に進められるよう、市町村を支援してまいります。

さらに、県が整備した浄化槽台帳につきましては、市町村や法定検査を担う浄化槽協会が保有する情報との不整合があるため、情報更新とデータベース化を進め、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、適切な浄化槽整備と維持管理指導を促進してまいります。

県が管理する流域下水道につきましては、これまでも老朽化した処理場や管路施設の更新工事を計画的に進めてまいりましたが、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、県独自の管路緊急点検の他、国土交通省からの要請により、対象となる管路について全国特別重点調査を実施したところです。その結果、対策が必要な箇所については、恒久対策の早期完了を図るため、令和8年度に詳細設計を実施してまいります。また、今後も「長野県流域下水道事業経営戦略」に基づき、耐震化の前倒しや老朽化対策などを計画的に進め、効率的で安定的・持続的なサービスを提供してまいります。

第五に、「循環経済への転換の挑戦」について申し上げます。

環境負荷を可能な限り低減するためには、ごみの発生抑制、リユース、リサイクルの推進が極めて重要です。令和5年度の県民1人1日当たりのゴミの排

出量は 770 グラムで過去最小となり、「第 5 期長野県廃棄物処理計画」や「しあわせ信州創造プラン 3.0」で掲げる令和 7 年度目標 790 グラムを前倒して達成しました。

一方で、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済の衰退、さらにライフスタイルの変化など、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しております。

こうした中、本年度中に策定予定の第 6 期長野県廃棄物処理計画では、循環経済・サーキュラーエコノミーへの移行を最重要施策として位置付け、動静脈産業の連携により廃棄物分野だけでなく製品の製造段階等を含めた幅広い分野の取組を促進するほか、併せて、食品ロス削減の充実や災害廃棄物対策の強化、使用済みリチウムイオン電池の適正処理、太陽光パネルのリサイクル推進など社会課題となっている事項の取組を推進していくこととしております。

引き続き、県民・事業者・市町村といった多くの主体と連携・協働して、循環型社会の形成を一層加速化させてまいります。

下水汚泥の地域内での資源循環の推進に向け、農政部と連携し、汚泥肥料の安全性や有効性の検証試験を継続するとともに、その結果を広く周知し、農業関係者等の汚泥肥料使用への理解促進を図ってまいります。犀川安曇野流域下水道事務所では、南安曇農業高校との協働試験により、処理場から発生する消化脱水汚泥を「アクアピア 1 号」として肥料登録するなど取組が着実に進んでおります。引き続き実用化に向け、地元農業関係者や J A などの助言を得ながら、肥料化手法やコスト、販売先について検討を加速してまいります。

このほか、環境保全研究所安茂里庁舎の老朽化への対応として、大気環境部の飯綱庁舎への移転を見据えた改修工事を進めるとともに、庁舎の省エネルギー化を図る ZEB 化工事を実施してまいります。

以上、令和8年度当初予算案の主な事業について申し上げました。

次に、債務負担行為としましては、環境保全研究所飯綱庁舎改修工事に要する経費等に8億2,660万3千円を設定し、流域下水道事業会計で諏訪湖流域下水道の運転管理業務委託等、310億2,821万4千円を設定いたしました。

条例案につきましては、「長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案」、「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案」の2件であります。

事件案につきましては、「流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について」及び「流域下水道の維持管理に要する費用に係る市町村の負担について」の2件であります。

以上、環境部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。
御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、産業労働部関係について、その概要を御説明申し上げます。

産業労働部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計1,345億5,490万円、小規模企業者等設備導入資金特別会計3億3,083万8千円です。

【令和8年度の取組方針】

産業労働部では、今年度、長引く物価高騰への対応など複合的な課題に対応するため、「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」を策定し、様々な施策を展開してまいりました。しかしながら、中小事業者の経営や県民生活への物価高騰などの影響は、依然として継続している状態にあります。

そのため、物価高騰等の経営環境が厳しい昨今の状況においても、県内企業が生産性向上や価格転嫁によって利益を確保し、持続的な賃上げ環境を創出して、更には将来の成長に向けた投資に繋げていくことが必要です。

このため、令和8年度は、企業の成長を促すための経営基盤の強化、経営革新などへの支援を一層充実するとともに、成長期待分野への展開を促進します。また、労働供給制約社会においても、多様な人材の労働参加や能力・スキルの最大化、労働環境の改善などを総合的に推進し、産業競争力の維持・強化を図ります。

【新年度に注力する取組】

以下、産業労働部が重点的に取り組む3本の柱に沿って、令和8年度当初予算案に計上した主要事業を、順次御説明申し上げます。

第一に、「成長投資等による経済構造の転換」について申し上げます。

(地域産業の稼ぐ力の強化)

エネルギー・原材料価格高騰等の影響により県内産業の「稼ぐ力」は中長期的に減少傾向であり、成長が期待される分野や新たな技術への戦略的な投資を促進し、地域産業の「稼ぐ力」の底上げを図ることが必要です。

航空・宇宙分野においては、世界の航空・宇宙機器産業を支える産業集積の形成を図るため、航空機器産業における参入企業の技術力向上や事業領域の拡大を図るとともに、宇宙機器産業における県内企業の新規参入や定着・成長に向けた取組を支援します。水素分野では、県内企業の水素等の利活用を促進するため、「信州産業水素推進ネットワーク」を通じた参画企業・団体の裾野の拡大、観光地をフィールドとした水素モビリティの運用実証を実施します。

国内外のスタートアップ、投資家等に向けたPRイベント「SOBA Tech (ソバテック) NAGANO」の開催や、ベンチャー・キャピタル(投資会社)との連携によるスタートアップの誘致・創出に取り組むことで、信州スタートアップ・エコシステムの強化と、スタートアップと地域企業、支援機関との連携促進を図ります。

地域課題の解決や新たな産業・サービスの創出を図るため、地域や企業が抱える課題と先端技術をマッチングし、概念実証(PoC)を通じて社会実装を促進します。

脱炭素関連技術の開発、製品のライフサイクルにおけるカーボン排出量の可視化・削減、サーキュラーエコノミーの事業化等を支援することで、グローバルメーカーに選ばれる「環境対応型企业」への転換を促進します。

(経営革新・生産性向上)

人口減少に伴い、労働力の供給が制約される中でも、本県経済が発展し続けるためには、経営革新・生産性向上による企業の持続的な成長が必要です。

売上高 10 億円突破を目指す企業の成長を後押しするため、設備投資への補助や専門家派遣などの総合的な経営支援を幅広い分野で展開し、地域産業の稼

ぐ力を強化します。

専門家派遣や副業・兼業プロフェッショナル人材の活用促進により、経営課題の解決や人材確保を支援し、企業の持続的な成長につなげます。

人口減少下において、経営合理化による持続的な経営を後押しし、県内企業の競争力を強化するため、複数企業等が取り組む業務共同化モデルを創出し、横展開を図ります。

デジタルによる省力化等により生産性向上を目指す企業には、デジタル化一貫支援サイトを通じて課題解決につながる具体的な手法やセミナー、補助金等の情報提供を行うほか、県内IT事業者からなる「地域サポーター」による伴走支援等を実施します。

(持続可能な経営基盤の構築)

県内企業を取り巻く環境は、長引く物価高騰に加え、世界経済の先行き不透明感や金利の上昇など、大きな変化に直面しています。こうした経営環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な経営基盤を構築するため、販路開拓、ブランド力向上等の取組を総合的に進めます。

次世代モビリティ、医療機器等の先進地域である欧州・米国や、経済成長著しいASEAN・インドの自動車関連市場等への販路開拓を後押しするため、各国で開催される展示会において長野県ブースを確保し、県内企業の出展を支援します。

県産品の輸出促進と地域経済の活性化を後押しするため、米国で開催される世界最大級の食品展示商談会への出展やバイヤー招へい商談会などを通じて、長野県の食の魅力を世界へ発信します。

信州ブランド推進重点品目・ブランド力育成支援品目等におけるBtoB取引の創出を図るため、県外に向けた販売促進及び情報発信を強化します。

信州を代表する新たな地域ブランドの構築を図るため、AIを活用したブランド構築・発信手法の実証的な導入や、信州ブランドを体現する企業や市町村

との共通理解を深めるためのツール整備、関係主体と連携した情報発信を行います。

伝統的工芸品産業については、バックオフィス機能の強化を図り、産地間の連携による後継者確保や情報発信等を行うモデルを創出し、横展開するとともに、新商品開発や県内外への販路開拓、後継者の確保・育成等を総合的に支援します。

県内食品産業の活性化に向け、信州味噌のブランド価値を高めるための味噌製造事業者の技術向上の取組を支援するとともに、信州味噌を使ったレシピコンテスト等により消費者に魅力を発信します。

中山間地域等の生活・産業に欠かせないインフラであるサービスステーションの維持・強化を図るため、県内の燃料供給体制の実態調査及び市町村が取り組む燃料供給計画策定に係る経費への補助を実施します。

(地域内経済循環の促進)

県内経済を持続可能なものとするためには、地域外から獲得した資金を地域内で循環する仕組みを構築していくことが必要です。

県産品や地域のお店を選ぶ消費者の行動変容を促すため、若者や事業者など趣旨に賛同するパートナーの皆様に広報等に御協力いただき、「しあわせバイ信州運動」の一層の拡大と浸透を図ります。

第二に、「賃上げ環境の整備」について申し上げます。

(持続的な賃上げの実現)

持続可能な経済成長を実現するためには、生産性向上や適切な価格転嫁を通じて賃上げ環境を整備していくことが必要です。

将来に向けた持続的な賃上げ環境を整備するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等の幅広い取組を積極的に行う中小企業者等を支援します。

企業の賃上げ原資を確保するとともに、下請法が改正されたことを受け、今年度創設した価格転嫁サポーター等により、労務費等の適切な価格転嫁を一層促進します。

第三に、「労働供給制約社会を乗り越えるための「人材確保・育成・定着」について申し上げます。

(多様な人材へのアプローチとマッチング)

県内産業の競争力を高め、高付加価値型の経済・産業構造への転換を進めていくためには、若者、就職困難者、外国人材など、多様な人材が活躍できる環境を整えることが必要です。こういった人材へのアプローチとマッチング支援を総合的に展開します。

若者の県内企業への就業を促進するため、学生が自己PRし、企業から直接アプローチを受けるスカウト型マッチング等を実施するとともに、就職活動を控える学生の保護者に対して県内企業等の情報提供を行い、学生が県内就職を選びやすい環境づくりを進めます。

県内外の大学生等に対して、県内企業へのインターンシップや就職活動に係る交通費等を助成します。

地元企業への人材定着を図るため、県内IT事業者と連携して高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)採択校の実践的な探求活動の取組を支援します。

就職に困難を抱える女性や高齢者等の就業促進に向けては、地域就労支援センター(Jobサポ)において、相談者の希望や悩みに寄り添った伴走型の支援を行います。

三大都市圏から県内への若者や子育て世帯の移住による県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決のため、移住者へ支援金を支給します。

外国人材の定着・活躍促進に向け、企業等が外国人材に行う日本語教育に係

る経費を補助するほか、外国人材の適正な受入れに向けた行政書士による相談、監理団体・登録支援機関等とのマッチング支援等を実施します。

(人材の能力・スキルを高める)

労働供給制約社会において、県内企業が持続的に成長していくためには、多様な人材が専門性を高め、企業の競争力強化を支えることが重要です。

企業の意思決定層の多様化による組織変革や職場環境改善、企業価値の持続的向上と人的資本の強化につなげるため、「W. E. L. L. (ウエル) NAGANO (Women Empowerment Leaders Link NAGANO) (仮称)」と銘打って、経営者向けフォーラムや企業と役員候補をつなぐ「マッチングベース」、女性管理職候補の育成講座「リーダーズアカデミー」等を展開し、女性役員の登用と女性管理職の育成を支援します。

民間コンサルタントによる伴走支援や企業コミュニティ形成など、企業の主体的なリスキリングの取組を支援します。

県内企業のIT人材不足の解消や高度な技術力に基づくイノベーションを実現するため、海外IT人材の県内・国外でのインターンシップを支援します。

(働きやすく魅力ある職場環境づくり)

誰もがライフステージの変化にかかわらず、自分らしく働くことができる長野県を目指すため、多様な人材が能力を発揮し、安心して働き続けられる職場環境づくりを進めます。

職場環境改善アドバイザーが企業を訪問し、多様な働き方制度の導入等について働きかけを行うことにより、魅力ある職場環境づくりを促進します。

「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度については、自社の働きやすさに関する課題を客観的に把握できる簡易的診断ツールの活用などにより、企業の認証取得を一層加速します。

性別にかかわらず育児休業を取得できる職場環境づくりを促進するため、男

性従業員が育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、取得に至った企業等に対して奨励金を支給します。

社会問題化するカスタマーハラスメントをなくすため、今年度発出した「長野県カスハラゼロ共同宣言」に基づき、正しい知識の普及・啓発や、企業向けマニュアルの作成・配布による安心・安全な職場環境づくりを促進します。

【債務負担行為の設定等】

令和8年度当初予算案における債務負担行為は、ものづくり産業応援助成など、総額19億2,672万円を設定いたしました。

条例案につきましては、「長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の1件でございます。

以上、産業労働部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。何卒よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

観光スポーツ部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、観光スポーツ部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

観光スポーツ部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計72億7,916万2千円であります。

（観光を巡る状況）

県内の宿泊旅行の動向につきましては、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、昨年の1月から11月までの各月の延べ宿泊者数速報値の累計は1,754万1千人余で、前年同期比6.2パーセント減少であります。このうち、外国人延べ宿泊者数は215万5千人余で、前年同期比3.8パーセント増加しています。

外国人宿泊者数は過去最高を更新するペースで増加している一方で、日本人の宿泊者数は7.4パーセントの減少となっております。このように、観光関連産業を取り巻く環境は、物価高騰や人手不足などもあって厳しい状況が続いておりますので、県内周遊を促進するための観光体験費用の負担軽減策や業務の効率化、特にDXによる観光産業の生産性向上が必要であり、1月臨時議会で御議決いただきました補正予算により、速やかに取組を進めてまいります。

（スポーツを巡る状況）

現在、イタリアで開催されているミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピックをはじめ、来月のワールド・ベースボール・クラシック、6月にはサッカーのFIFAワールドカップ、9月・10月のアジア競技大会・アジアパラ競技大会と、本年は世界レベルのスポーツイベントが多数開催されます。大会に参加する県関係選手の活躍を大いに期待するとともに、こうした機会も活かしながら、「スポーツの力」による地域活性化に取り組んでまいります。

(「しあわせ信州創造プラン 3.0」における観光及びスポーツ振興施策の方向性)

長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における観光の目指す「世界水準の山岳高原観光地」を実現するため、観光振興においては、「観光地域づくりの推進」、「『長野県観光』のプロモーションの展開」、「インバウンドの推進」を施策の柱に位置付け、施策を推進しているところです。

また、6月から導入する宿泊税を活用して取り組む施策につきましては、この度策定した「宿泊税活用計画」に示す方向性に基づき、既存施策との相乗効果を生むよう取り組んでまいります。さらに、市町村交付金制度の活用により、地域の独自性を発揮しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で、広域的な視点で観光振興を図ってまいります。

スポーツ振興においては、第3次長野県スポーツ推進計画のもと、子ども、女性、若者、20代から50代の「働き世代」を含め、多くの県民が様々な形でスポーツに参加できる文化の創造を更に進めるとともに、プロスポーツとの連携・協働や、障がい者スポーツを通じた共生社会づくりの取組を進めてまいります。

また、2028年に開催する「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた機運醸成や本格化する市町村の競技施設整備への支援のほか、国スポの天皇杯・皇后杯の獲得に向けた競技力向上に積極的に取り組んでまいります。

以下、令和8年度の主な施策について、順次御説明申し上げます。

(観光地域づくりの推進)

県では、地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、長野県観光機構とも連携し、DMOの形成・経営支援に取り組んでまいりました。引き続き、地域の課題解決に向けた取組への支援を行うほか、宿泊税を活用し、ソフト・ハードの両面から観光地域づくりを強化してまいります。

宿泊税を活用した取組につきましては、宿泊税活用計画において、県におい

て取り組むべき施策として「長野県らしい観光コンテンツの充実」、「観光客の受入環境整備」、「観光振興体制の充実」を掲げました。

一点目の「長野県らしい観光コンテンツの充実」におきましては、長野県の自然・歴史・文化・食などの多様な観光資源を活用した観光コンテンツ整備を支援するほか、語学力を備えたガイドの育成研修や、語学に加え、自然や歴史など高い専門性を持つガイド認証制度の構築に向けた検討を進めます。また、県一周サイクリングルートである「Japan Alps Cycling Road」を核としたサイクルツーリズム推進のため、安全走行のための看板設置のほか、拠点施設やサイクルトレイン等の整備支援により、サイクリストの受入環境の充実を図ってまいります。

二点目の「観光客の受入環境整備」におきましては、本県の移動・観光情報やデジタルチケットの提供、多言語での情報発信等により観光客の利便性向上を図るため、「信州観光Ma a S」のシステム構築に取り組みます。また、本県観光の大きな課題である観光客の移動手段の確保のため、交通政策局と連携し、交通の拠点や宿泊施設集積地と観光地を結ぶ定期観光バスの新設・増便に取り組むほか、観光地の周遊を促進するための旅行商品の造成を支援してまいります。

このほか、旅行者の長期滞在や県内周遊を図るため、宿泊施設の集積地における観光まちづくりや、宿泊施設の高付加価値化や宿泊者の安全対策等の取組を支援してまいります。

また、三点目の「観光振興体制の充実」として、観光の高付加価値化を図る人材育成のための研修の実施、地域の観光地経営の中核となるDMOや観光協会などの取組を強化するための組織間での人材の交流・活用のための仕組みづくりに加え、統計データを共有・分析し、提供するシステムの構築により、観光客の満足度が高い観光地域づくりを支援してまいります。

このほか、既存財源を活用し、持続可能な観光「サステナブルツーリズム」の地域での取組支援や、年齢や障がいによらず誰もが楽しめる観光「信州ユニ

バーサルツーリズム」の他県との連携による人材育成や情報発信等に取り組み、宿泊税活用施策と連動させながら効果が高まるよう事業を進めてまいります。

（「長野県観光」のプロモーションの展開）

本県では近年、長野県が持つ雄大な自然を活かした「アウトドア」をメインテーマとしてプロモーションを展開してまいりました。令和9年夏に開催する信州デスティネーションキャンペーンにおいては、「自然」に加え、「歴史・文化」や「食」をアピールポイントとして打ち出し、認知度が高い観光スポットだけでなく、これまであまり知られていないスポットや、本県でしか体験できない唯一無二の旅などを積極的にPRすることにより、長期滞在や県内周遊を促進してまいります。

このため、プレキャンペーン期間である本年は、全国から観光関係者を集め、長野県の魅力を紹介する「全国宣伝販売促進会議」と「エクスカーション」を開催するとともに、観光客の県内周遊を促す企画の試行等により来年に向けた機運醸成を図るほか、地域の観光資源の磨き上げを行うための専門家による伴走支援や商談会を実施します。

また、県公式観光サイト「G o NAGANO」については、2019年の開設以来6年以上が経過していることから、観光情報サイトに求められる機能の変化やAI等の技術発展を踏まえ、フルリニューアルを行い、情報提供体制を強化します。

（インバウンドの推進）

現在、インバウンドは過去最高のペースで推移しているところであり、これまでも力を入れてきた東アジアや東南アジアなどからの更なる誘客を進めるほか、高付加価値旅行市場向けの誘客については、欧米豪に加え、新たにアジアにも拡大し、観光消費額の増加に取り組んでまいります。

また、物価高騰や円安に伴う渡航経費の高騰により海外出展が難しくなっている県内の観光事業者に対し、県と共同で実施する海外プロモーションに参加する経費の一部を新たに支援してまいります。

一方、インバウンドの急増に伴い、季節により県内の一部地域において、文化や習慣の違いによるトラブルが生じていることから、外国人旅行者に対し、日本のマナー・文化・習慣の理解を促すための動画の制作や広報を実施し、観光客の受け入れと住民の生活の質の確保の両立を目指してまいります。

(山岳遭難防止対策の推進)

県内の山岳遭難の発生件数は増加傾向にあり、昨年の山岳遭難の発生件数は358件と、3年連続で過去最多を更新しており、中高年を中心に体力・準備不足が遭難増加の大きな要因と考えられるところです。引き続き、山岳遭難の未然防止、遭難者の捜索や救助について、関係機関等が協力して取り組むとともに、特に遭難のリスクが高い年齢層への啓発活動を実施するほか、入山者の多い地域において新たに啓発ゲートを設置し、初心者を中心とした登山者に対するアプローチを強化してまいります。

また、登山安全条例の制定から10年が経過し、登山を取り巻く状況や関係者の課題意識が変化していることから、外部有識者をはじめ、山小屋関係者や県警察本部など関係者とともに検討会を開催し、必要な規制や推進体制など、今後の遭難防止対策のあり方について検討を進めてまいります。

(スポーツの持つ力の多面的活用)

令和6年度より、県民参加型予算制度を活用し、プロスポーツチームとの連携強化や観光とスポーツの連携による誘客等に取り組み、県内のプロスポーツチームにおける課題解決やチーム間の連携強化を図るためのセミナーの開催、サブスクリプションサービスを活用して複数の競技観戦や周辺観光地の周遊キャンペーン等を行ってきたところです。今後は、こうした取組に加え、スポーツの力を活かし、例えば共生社会の実現につながる取組など、観光以外の分野との連携による社会課題解決に資する取組を関係団体とともに進め、スポーツの新たな価値の創造に挑戦してまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進）

「信州やまなみ国スポ・全障スポ」につきましては、企業協賛、募金活動の開始や広報の強化により、大会に向けた機運醸成に取り組んでまいります。また、式典に係る演出の具体化に向けた検討や宿泊・輸送業務に係る準備を本格化するとともに、市町村の競技会場施設整備への支援に引き続き取り組むなど、大会に向けた準備を着実に進めてまいります。

「信州やまなみ国スポ」における天皇杯・皇后杯の獲得に向けた競技力向上対策につきましては、新たに成年選手の個人強化指定を実施するとともにスポーツ専門員の増員を行うほか、アスリートのキャリア支援や企業の雇用環境支援など、国スポ終了後も見据えた取組も進めてまいります。

また、「信州やまなみ全障スポ」に向けては、選手の発掘や育成などの競技力向上に取り組むほか、障がい者スポーツの体験・交流機会の拡大による裾野の拡大に加え、企業やショッピングモール等における体験イベントの開催等により、大会を契機として、障がいの有無に関わらず、地域でパラスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。

（条例案）

条例案につきましては、先般、野沢温泉村において独自に宿泊税を課すための宿泊税条例が制定されたことを受け、税率の特例を適用する区域となる市町村に野沢温泉村を追加する「長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案」の1件でございます。

本年は、観光振興にとっては大きな転換点であり、スポーツ振興においても重要な年となります。今後も、観光産業の持続的発展やスポーツによる元気な長野県づくりに加え、観光とスポーツの連携による好循環の創出と地域活性化が図られるよう、県組織一体となって取り組んでまいります。

以上、観光スポーツ部関係の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、農政部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、最近の農業をめぐる情勢などについて申し上げます。

【災害等への対応】

昨年は、台風等の大規模な気象災害はなかったものの、春先からの高温により作物の生育が前進傾向で推移したことで北信地域を中心に凍霜害が発生したほか、5月から6月にかけては、複数回の降ひょうや局地的な大雨などにより、果樹、野菜等の農作物や農地・農業用施設に被害が発生いたしました。

被害に遭われた皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げます。県では、被害を受けられた農業者の経営への影響が最小限となるよう、農業農村支援センターによる農作物の栽培管理に関する技術指導を行いました。

また、被害を受けた農地・農業用施設については、復旧工事の早期完了に向け、引き続き市町村を支援してまいります。

梅雨明け後の6月から9月にかけては、高温・干ばつにより、米の品質低下、果樹の日焼けや玉伸び不足、秋野菜の生育不良など、農業には厳しい状況が続いた年となりました。今後もこのような傾向が続くことが予想されるため、高温に適応した農業生産への転換が急務となっております。

高温対策資材の導入支援を拡充するとともに、高温環境下においても高品質な農畜産物が安定的に生産できる技術や高温に強い品種の開発と普及に対しスピード感を持って進め、安定生産や品質向上に努めてまいります。

【新たな食料・農業・農村基本計画と国の令和8年度農林水産関係予算】

国は、昨年4月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発

揮」、「農村の振興」等を掲げております。

この計画を踏まえ、農林水産業の持続可能な成長を実現するため、令和8年度当初予算案として昨年度比250億円増の、2兆2,956億円が計上されました。

農業構造転換集中対策として、農地の大区画化や中山間地におけるきめ細かな整備、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート技術の開発、生産性向上に資する農業機械の導入及び輸出産地の育成を推進するとしております。

また、合理的な費用を考慮した価格形成を目指す「食料システム法」が4月から本格的に運用開始となることを受け、コスト構造等に関する調査や取引状況の監視体制の強化に取り組むとしております。

県としましては、これら国の施策を最大限活用し、持続可能な信州農業・農村の実現を図ってまいります。

【長野県農政の主な動き】

いわゆる令和の米騒動以降、量や価格等の先行きが不透明となっている米に関しては、県内での県産米の安定供給と適正価格の形成を目的に、生産から消費に至る関係者が一堂に会する「長野県産米生産・流通・消費等検討会議」を設置し、昨年7月から県産米の安定生産・安定供給について検討を重ねてまいりました。この会議を通じて、サプライチェーン関係者の連携や情報の共有、生産者への支援の重要性などの認識が共有され、今月10日に、全国初の取組として「長野県産米の安定生産・供給と適正な価格形成に向けた共同宣言」を行うとともに、関係者それぞれの役割において実行する取組を「私のアクション宣言」として、具体的に表明いただきました。今後も、構築した連携体制を継続し、高品質な県産米の確実な供給、消費者と生産者双方が納得できる価格の実現を目指し、共同宣言に掲げた取組を着実に進めてまいります。

松本食肉施設については、JAグループにおいて慎重に検討された結果、移転新設が断念され、令和9年度末をもって閉鎖することが決定されました。県では、関係者の不安や懸念の声を県下各地で丁寧にお聞きするとともに、生産・流通・販

売・消費までの関係者及び行政機関で構成する「畜産振興検討会議」を設置し、議論を重ねながら支援策を検討してまいりました。今月5日には、「経営基盤の強化に向けた支援」、「影響緩和への支援」、「消費拡大等への支援」の3本柱からなる「畜産業の持続的な発展に向けた支援策」を取りまとめ、公表させていただきました。令和8年度から12年度までの5年間で「重点支援期間」と位置付け、集中的に支援を実施してまいります。今後とも生産者の皆様が夢と希望を持って将来に向けて力強く歩み続けられるよう、JAグループや市町村等と連携し、引き続き、生産者に寄り添いながら、必要な支援策を順次打ち出してまいります。

【農政部の重点施策】

昨年11月末に公表された2025年農林業センサスの速報値において、基幹的農業従事者が5年前と比べ約2割減少したことが明らかになりました。また、昨年度末までに全市町村が策定した地域計画では、10年後の担い手が明確になっていない農地が約35%に上るなど、厳しい状況が明らかになっております。こうした中、来年度予算では「農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現」を県主要施策の重点項目に位置付け、3つの柱による施策の展開により本県農業を力強く持続可能な構造へと転換してまいります。まず、「持続的な農業を担う法人経営体等の育成・参入促進」を1つ目の柱とし、円滑な事業継承や経営の多角化など、持続的な経営基盤により生産力を維持できる経営体の育成・確保を図るため、農業経営体の法人化や、市町村と連携した企業参入の促進など生産構造の転換に取り組んでまいります。また、「計画実現のための生産性・収益力の向上」を2つ目の柱とし、地域との伴走支援による地域計画の磨き上げにより、将来像を明確化した上で、地域に応じたスマート農業の導入支援や、気候変動に適應できる農業を積極的に推進してまいります。さらに「農地等の基盤整備の加速化」を3つ目の柱とし、ほ場整備事業の構想策定や、農業水利施設の管理体制の構築に向けた計画策定への支援により、農地の集積・集約を加速化させてまいります。

【令和8年度農政部関係予算案】

農政部関係の令和8年度当初予算案総額は、一般会計283億4,067万5千円、農業改良資金特別会計3,363万9千円、漁業改善資金特別会計116万円です。

「しあわせ信州創造プラン3.0」の実行計画である「第4期長野県食と農業農村振興計画」の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」、「魅力あふれる信州の食」に沿った事業を着実に推進できるよう編成いたしました。

以下、令和8年度の主要な施策につきまして、「第4期長野県食と農業農村振興計画」の柱に沿って、順次、御説明申し上げます。

まず、1つ目の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」では、産業としての農業を振興するため、「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」、「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」の3つの体系により施策を展開してまいります。

「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」としましては、産地の維持・発展に必要な経営感覚に優れた稼げる経営体を地域が一丸となって育成する実践型経営農場の設置支援や、農地カルテの作成・活用により県内外へ積極的にアプローチする企業参入促進により、地域をけん引する農業経営体を確保・育成してまいります。さらに、経営発展を目指す農業者を掘り起こし、専門家による支援で円滑な法人化を促進するなど、生産構造の転換に取り組んでまいります。

加えて、新規就農を目指す方々に向け、様々な支援の情報を発信している特設サイト「デジタル農活信州」において、新たに産地が求める就農者の情報を発信するとともに、新規就農時の農業機械や農業用施設の導入を支援するなど、市町村と連携して新規就農者の確保と育成の取組を一層推進してまいります。

また、地域計画の実現に向け、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、地域の将来像の明確化に向けて、県の支援体制を強化し、現

地支援チームが地域の課題に応じた伴走支援を実施いたします。

これらに要する経費として、24億9,822万円を計上いたしました。

次に、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」としましては、人口減少社会においても、産地の生産力を維持・向上させるため、省力化や生産性の向上を目指す地域に対し、スマート農業アドバイザーチームによる伴走支援や、農業支援サービス事業体の立ち上げと拡大を支援するとともに、農業大学のスマート農業教育環境の整備等、DX人材の育成にも取り組んでまいります。

また、近年影響がさらに大きくなっている温暖化による夏の高温・干ばつ対策として、温度抑制効果の高い資材等の導入や高温に適応した品種の開発、農業者の熱中症対策の啓発等を通じ、高温に適応できる農業への転換にスピード感を持って取り組んでまいります。

加えて、環境にやさしい農産物の生産・流通の拡大に向け、新たな認証制度の試行運用や、有機農業の志向者向け品目別講座の開催、市町村と連携した有機農業の担い手の確保などの取組を加速化させてまいります。また、脱炭素社会の実現に向け、農業分野における水田の中干し延長など、本県に適するJ-クレジット方法論の検討を進めるとともに、みどりの食料システム法に基づく「みどり認定」の取得拡大を、1月補正予算で措置した補助事業も活用しながら一層推進してまいります。

品目別の施策としては、米では、全国的な高温傾向の中、一等米比率全国トップレベルの「品質の高さ」を今後も維持するため、高温障害を回避する適正な水管理やカメムシなどの病虫害対策の徹底等を指導してまいります。また、麦、大豆、そばも含めた主要穀類については、産地の実情に合わせた機械・施設の整備、優良種子の生産を支援するほか、加工用米等主食用以外の米の県内への安定供給の支援を行うなど、多様なニーズに対応できる穀類生産を進めてまいります。

果樹では、省力で早期多収となる技術「りんご高密度植栽培」や、県オリジナル品種の赤系ぶどう「クイーンルージュ®」の導入等を現地推進チームが支援するとともに、「もも」の生産をより一層広げてもらうためのフォーラムを開催します。こ

これらの取組により、果樹生産者の稼ぐ力を強化するとともに、優良な樹園地を次世代に継承する取組を行い、日本一の果樹産地を目指してまいります。

さらに畜産については、「畜産業の持続的な発展に向けた支援策」の重点支援期間の中で、まずは畜産環境対策等に必要な施設整備や、生産性や付加価値の向上に資する取組の支援、大型運搬車両の導入等による効率的な出荷体制整備への支援など、持続可能な畜産経営の実現に向けた経営基盤の強化・構造転換を進めてまいります。

「稼ぐ産地を支える生産基盤の整備」としましては、生産性の向上や担い手への農地集積・集約化を図るため、区画拡大や水路の地中化、水門の自動化・遠隔化、畦畔を緩やかにするなどの取組を進めるとともに、農業水利施設の適切な保全管理体制を構築する「水土里ビジョン」の策定支援、また、農地の基盤整備を進める市町村に対し、円滑な地域の合意形成や農地の権利関係に係る調整に向けた支援により、事業の早期実現を図ってまいります。

これらに要する経費として、96億7,122万1千円を計上いたしました。

「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」に向けては、競争力の高い「ぶどう」、「コメ」、「花き」を重点品目として、これまで輸出重点国としていた台湾、香港、シンガポール、アメリカに加え、新たにカナダ、欧州を次の輸出先国として設定し、輸入事業者の招へいなど、県産農畜産物の輸出拡大を生産者や輸出事業者等の関係者と一体となって戦略的に進めてまいります。

また、「おいしい信州ふード」の魅力発信や、6次産業化の取組支援等、国内市場向けの販路拡大等にも取り組んでまいります。

これらに要する経費として、3億1,204万3千円を計上いたしました。

次に、2つ目の柱である「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」では、地方回帰の流れの中、「移住したい都道府県ランキング」で20年連続1位となっている本県の強みを活かし、農ある暮らし希望者や実践者からの相談に応じる体制の

整備やアドバイザー等による栽培セミナーの実施など、農村に多様な人材を呼び込み、農地の有効利用と農村地域の活性化を推進してまいります。

また、人口減少や高齢化等により農村コミュニティの衰退が懸念される中、日本型直接支払い制度を活用し、複数の集落協定間のネットワーク化や中山間地域でのスマート農業の導入等への支援のほか、地域住民が一体となり、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOの形成を推進し、美しい農村の維持・保全を図ってまいります。

併せて、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、防災重点農業用ため池の耐震化や排水機場の更新など、県土強靱化も重点的に進めてまいります。

これらに要する経費として、96億5,504万円を計上いたしました。

3つ目の柱である「魅力あふれる信州の食」については、地産地消を推進するための「しあわせバイ信州運動」の一環として、新たに農産物直売所への小型精米機等の導入支援を行う他、県産米の価値や魅力、価格形成の仕組み等を発信し、消費者と情報を共有するウェブサイトを開設するなど、県産米に関する県の「私のアクション宣言」に基づく取組を進めてまいります。このほか、環境にやさしい農産物をテーマとした食育や幼稚園等における親子給食の実施や、伝統野菜など地域の特色ある食材を活かした観光地域づくりへの取組支援等により、県産農畜産物の地域内での利用拡大につなげてまいります。

これらに要する経費として、1,868万円を計上いたしました。

【付託議案など】

令和8年度当初予算案における債務負担行為の設定は、「県営農村地域防災減災事業」など14事業です。

事件案につきましては、「県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について」の1件です。

専決処分報告につきましては、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」の1件です。

以上、農政部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。
何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、林務部関係につきまして、その概要をご説明申し上げます。

林務部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計151億4,006万3千円、県営林経営費特別会計3億1,863万9千円、林業改善資金特別会計5,743万5千円であります。

先人のたゆまぬ努力により本県の森林資源は充実し、多くが本格的な利用期を迎えております。これらの恵みを次世代へ確実に引き継いでいくため、森林の循環利用を着実に進めることが求められています。

一方、森林所有者の高齢化や世代交代に伴い、森林への関心の低下や適時適切な整備の遅れが懸念され、森林の荒廃や土砂災害リスクの増大など、多面的機能の低下が危惧される状況にあります。

こうした中で、主伐・再造林による森林の若返りと、それを支える担い手の確保・育成が、これまで以上に重要となっています。

本県は、「長野県森林づくり指針」において、「持続的な木材供給が可能な森林づくり」、「県民が恩恵を享受できる森林づくり」、「県民の暮らしを守る森林づくり」の3つを基本方針として掲げ、将来にわたり森林の恵みが県民の豊かな暮らしにつながる社会の実現を目指しています。

以下、令和8年度の主要施策につきまして、この3つの方針に沿ってご説明いたします。

【持続的な木材供給が可能な森林づくり】

県内の木材生産は増加傾向にある一方で、木造住宅の着工戸数は人口減少の影響もあり減少局面にあります。こうした変化を踏まえ、非住宅分野での県産材利用を着実に伸ばしていくことが重要です。

昨年3月施行の「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例」を踏まえ、県産材利用方針の見直しを進めるとともに、公共建築物の木造化・木質化を計画段階から庁内で検討する仕組みを導入し、県自ら率先垂範して県産材利用を推進してまいります。

加えて、建築士等を対象とする木造セミナーへの支援、信州ウッドコーディネーターによる販路拡大やマッチング、製材工場と工務店等が連携してのPRへの後押し、製材工場のJAS認証取得支援や施設整備の促進など、安定供給体制の強化に取り組めます。

また、森林資源の成熟に伴い、今後増加が見込まれる幹が太く成長した、いわゆる大径材（たいけいざい）、を安定的に活用できる体制整備も重要です。大径材に対応したJAS構造材の供給力強化を図り、需要拡大を後押ししてまいります。

2050 ゼロカーボンの実現に向けては、二酸化炭素吸収源としての森林の機能を十分に発揮させるため、若い森林への更新が不可欠です。このため、林業経営に適した森林において、「長野県主伐・再造林推進ガイドライン」に沿った計画的な主伐・再造林を推進します。地域間で取組に温度差がある実情を踏まえ、林業普及指導員の事業体訪問を強化し、先進事例の横展開により不安の払拭と間伐から主伐への転換を促します。特に、再造林とその後の下刈り等に係る標準的経費は、引き続き全額を支援するとともに、再造林予算への重点配分により事業のメリハリを付けることで、令和8年度の再造林面積は、本年度の目標に対し160ヘクタール増の

840 ヘクタールを目指してまいります。

生産性や安全性の向上にも継続して取り組んでまいります。本年2月5日には木曾町において「架線集材全国サミット」を開催し、県内外から450人の参加を得て、急峻地での安全かつ効率的な架線集材技術の継承・高度化を全国に発信いたしました。あわせて、ICTを活用した低コスト作業、優良苗木の安定供給、高性能林業機械の導入、林道や森林作業道の整備、森林境界の明確化などを総合的に支援し、森林資源の適切な循環と木材生産量の増加を進めてまいります。

林業の労働災害発生率は、他産業と比べて高い水準にあります。このため、令和6年度から「信州伐木チャンピオンシップ」を開催し、安全意識の向上と林業のPRを両立させてまいりました。本県から世界大会出場者を3名輩出するなど成果が表れており、林業大学校では、全国トップレベルのチェーンソー技術を学べる拠点づくりと、産業界のニーズに即したカリキュラムの見直しを進め、人材育成の好循環を形成していきます。

令和6年度に国家資格として新設された「林業技能検定」の取得促進に向け、研修会の開催や受験料支援を行い、リスクリング（再教育）を通じて労働災害の撲滅を目指してまいります。

「信州未来共創戦略」の考え方の下、人口減少社会にあって地域の多様な主体が連携して力を発揮できる仕組みづくりが重要です。木曾谷・伊那谷に集積する人材育成や試験研究機関である林業大学校、木曾青峰高校、上伊那農業高校、上松技術専門学校、信州大学、林業総合センターなどに、関係市町村や民間事業者も加わった、「木曾谷・伊那谷フォレストバレー」の形成に取り組めます。「木や森の「学び」と「暮らし」に会える場所」を基本理念に、人づくりと地域づくり、そして森づくりを一体で加速し、魅力発信による認知度向上と地域の自走化を図ってまいります。

【県民が恩恵を享受できる森林づくり】

本県は森林空間を健康、教育、観光など多様な分野で活かす取組を「森林サービス産業」と位置付け、森林の価値を地域振興につなげてまいりました。今後も、地域と企業のマッチング支援、新たなビジネスの創出・自走化の後押し、利用者層の拡大などに取り組み、森林の多面的価値を県民の皆様へ着実に広げてまいります。

地域住民主体の里山整備や利活用を、誰もが気軽に利用できる「開かれた里山」へと発展させていくことも重要です。令和7年12月末現在、森林づくり指針に掲げる目標30地域を上回る38地域を認定するなど、活動の裾野は着実に広がっています。県内外から参加者を募る催しも増えており、より多くの皆様が森林に親しみ、地域の魅力を実感いただけるよう、引き続き取組を後押ししてまいります。

【県民の暮らしを守る森林づくり】

昨年は、ツキノワグマの出没が東北地方を中心に相次ぎ、本県でも人の日常生活圏での目撃件数が12月末で1,304件、平年比1.4倍となりました。

県では、昨年11月に策定した「ツキノワグマ対策総合パッケージ」に基づき、「人身被害ゼロ」を目標に、全庁一丸となって迅速かつ的確な体制を構築してまいります。1月の臨時議会で御議決をいただいた補正予算を活用し、捕獲者の広域連携、市町村の出没防止体制整備、捕獲対応経費の支援を推進いたします。

併せて、共生と人身被害防止の双方の観点から、地域ごとのゾーニング管理の導入を加速し、新たに市町村への捕獲報奨金等の支援により、人の日常生活圏に侵入したクマへの的確な対応を図ってまいります。

近年の短時間強雨の増加を踏まえ、森林が果たす水源かん養や山地災害防止等の多面的機能の重要性は一段と増しています。荒廃山地の復旧、森林整備と施設整備を一体的に進める治山事業、土砂災害防止等に資する造林事業を着実に実施し、災

害に強い森林づくりを推進します。

地球温暖化の影響などにより拡大傾向にある松くい虫被害につきましては、国の地方創生交付金も活用して防除対策を着実に推進するとともに、アカマツ材の高付加価値化を図り、持続可能な森林づくりと地域経済の活性化へとつなげてまいります。

以上、令和8年度当初予算案における主な施策について申し上げます。

条例案につきましては、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案」の1件でございます。

事件案につきましては、「県営林道事業施行に伴う市町村の負担について」の1件でございます。

以上、林務部関係の議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議の程お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、建設部関係につきまして、その概要をご説明申し上げます。

建設部所管の諸議案につきまして、その概要を申し述べるに先立ち、一言ご報告とお詫びを申し上げます。

まず、松本平広域公園総合球技場において発生した部材落下により、利用者の皆様をはじめ、県民の皆様、関係団体の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことについて、改めて深くお詫び申し上げます。本件につきましては、安全確保を最優先に利用停止の措置を講じ、原因の究明と復旧・補強工事を進めてまいりました。現在は専門家による確認を経て、安全に利用可能な状態となっております。

令和8年度から、国において「第一次国土強靱化実施中期計画」が始動いたします。激甚化・頻発化する災害に的確に備え、県民の生命と暮らし、地域経済を力強く支えるため、本県においてもこの計画を踏まえた取組目標を定め、県土の強靱化や持続可能なインフラマネジメントに向けた取組を着実に進める決意であります。

併せて、建設産業を取り巻く環境は、担い手減少の深刻化など大きな転換期を迎えております。このような状況を踏まえ、建設DXの推進を一層図り、省人化・省力化、生産性向上に重点を置いた施策を展開してまいります。ICT施工、BIM/CIMの活用拡大、スマートメンテナンスの導入など、デジタル技術の活用による業務の高度化を通じ、持続可能な建設行政と地域建設業の活力確保に努

めてまいります。

これらを踏まえた建設部関係の令和8年度当初予算案の総額は1,164億375万8千円であります。

令和7年度1月補正予算も合わせて切れ目なく執行し、事業効果の早期発現を図るとともに、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた施策を展開してまいります。

以下、主な事業の概要について、「しあわせ信州創造プラン3.0」の柱に沿って申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

インフラ整備等による県土の強靱化、住宅の耐震化、インフラ老朽化対策、交通安全対策の推進による県民の生命や経済活動へのリスク軽減や、住宅等の省エネルギー化などによる地球環境への貢献に取り組みます。

(災害に強い県づくりの推進)

激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、災害に強いインフラ整備による県土の強靱化を推進してまいります。

流域治水対策については、令和元年東日本台風をはじめ、近年、激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大が予測されております。

このような水害リスクの増大に備えるため、河川で行う対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への

転換を進めてきたところです。

今後は、「流域治水プロジェクト 2.0」に位置付けられた対策を着実に推進するとともに、「特定都市河川」の指定による法的枠組み等を活用し、「流域治水」の取組を深化・加速化してまいります。

土砂災害対策としましては、学校や高齢者施設などの「要配慮者利用施設を守る土砂災害対策」や、土石流・流木対策、既存堰堤の機能増進など、「流域を保全する土砂災害対策」を総合的に推進します。このほか、土砂災害から身を守る避難行動につなげるため、要配慮者利用施設の避難確保計画や防災訓練への助言などを行う「つなげる防災教育」を推進してまいります。

災害時に強い道路ネットワークの確保については、緊急輸送道路を重点的に整備するとともに、主要な幹線道路の迂回機能強化にも取り組んでまいります。

住宅の耐震化については、1月末における除却を含む住宅耐震改修の補助件数は、昨年度比 1.3 倍の約 400 件であり、能登半島地震以降、年々増加しています。引き続き、耐震改修の必要性や費用負担軽減について、多様な媒体を活用して情報発信を行うとともに、市町村と連携した補助制度のほか、県独自の上乗せ補助を継続して実施し、「地震防災対策強化アクションプラン」に掲げる「『地震災害死ゼロ』に挑戦」に向け、着実に住宅の耐震化を推進してまいります。

盛土の崩壊等による災害を未然に防ぐため、昨年5月より「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づき、一定規模以上の盛土等の許認可が必要と

なりました。今後も適正な運用に努めるとともに、既存盛土の分布や安全性を把握するための調査を継続し、盛土の崩壊等による災害を未然に防ぐ取組を行ってまいります。

(持続可能な脱炭素社会の創出)

「長野県ゼロカーボン戦略」に基づく住宅のZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化や、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づく緑地整備などにより、脱炭素社会の創出に貢献します。

住宅分野においては、国の計画より2年前倒し、2028年度（令和10年度）より、新築住宅のZ E H水準への適合を義務化することについて、長野県地球温暖化対策条例の改正議案を、本定例会に上程しているところです。

また、地域工務店等と協働し、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を生かした快適で健康な住まいづくりを推進するため、信州健康ゼロエネ住宅助成金により、より省エネ性能が高い住宅への誘導を図ってまいります。併せて、地域工務店向けの実技講習会を開催し、技術力向上を図ることで、高性能な住宅の普及を推進してまいります。

県営住宅については、寿団地において、松本市と協働でZ E H水準による建替え工事に着手するほか、高効率給湯器への更新を引き続き行うなど、既存県営住宅の更なる省エネルギー化を進めてまいります。

「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、緑地が持つ多様な機能をまちづくりへ活用するため、市町村及び民間事業者が行う小規模な緑地整備や

市町村道の街路樹等の保全に対して支援するほか、県管理道路の街路樹等の保全を進めてまいります。

（社会的なインフラの維持・発展）

高度経済成長期以降に整備された多くの公共インフラが、老朽化を迎えております。定期点検等により修繕等が必要とされた橋梁やトンネルなどのメンテナンスについては、新技術等を活用しながら、各施設の長寿命化計画に基づいた修繕・更新を計画的・集中的に実施するとともに、ライフサイクルコストを縮減するため「事後保全型」から「予防保全型」への転換を図ってまいります。

また、交通量が多い市街地や主な観光地へのアクセス道路のうち、特に損傷が進んでいる区間について、「道路リフレッシュプラン」として集中的な修繕等を実施します。舗装の修繕のほか、支障木の伐採や区画線の引き直しを行いながら、道路の適切な維持・管理に努めてまいります。加えて、冬季の凍結融解により傷んだ舗装については、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、修繕を進めてまいります。

一方、持続可能なインフラメンテナンスに不可欠な土木技術職員について、県内市町村では、50町村で不在となっております。また、県土木技術職員の年齢構成は、57%が50歳以上と偏っており、今後、多くの退職者が見込まれる状況です。こうした状況を踏まえ、行政体制のあり方や県・市町村の役割分担等を議論する「県・市町村の行政体制最適化推進プロジェクトチーム」の中に「公共インフラワーキンググループ」を立ち上げ、具体的な対応策を検討してまいります。

(県民生活の安全確保)

令和3年度に実施した通学路合同点検で抽出された要対策箇所の安全対策を進めており、可能な限り令和8年度中の対策完了を目指してまいります。

(良好な生活環境保全の推進)

「諏訪湖創生ビジョン」で目指す「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」の実現に向け、水質保全対策として覆砂工や水草除去を進めるとともに、諏訪湖における河川空間のオープン化という強みを最大限活かし、官民一体となり、更なる賑わいの創出と地域活性化を推進してまいります。

【創造的で強靱な産業の発展を支援する】

地域の安全・安心を支える建設産業が、将来にわたって持続的に発展していくため、次世代を担う担い手の中長期的な確保・育成、働き方改革と生産性向上の支援に取り組みます。

(地域の建設業における担い手の確保)

担い手の確保・育成については、これまでも産・学・官が連携し、建設産業の実践的な学びの場の提供や資格取得支援、職場体験学習などの取組に加え、小中学生とその保護者を対象とした現場見学会、各種イベントや移住フェアへの出展など、小学生から大学生、移住希望者まで、将来の担い手となるあらゆる世代に対し、建設産業の魅力と役割を伝え、入職を促す取組を広く展開してきました。令和8年度は、業界団体等と連携・協働するための「魅力発信プラットフォーム」を発足させ、建設産業の魅力発信を強化するとともに、官民の若手技術者を対象

とした合同研修を開催し、技術力の向上と受発注者間の信頼関係構築を図ることで、人材定着と離職防止につなげてまいります。

このほか、大工技能者の担い手確保のため、中学校に大工技能者を派遣し木材加工等の実演等技能や技術を間近で見る機会を通じ、将来の木造建築の担い手の確保・育成を図ってまいります。

(建設産業の働き方改革・生産性向上)

担い手確保・育成との両輪として、建設産業の働き方改革、省人化・省力化、生産性向上にも取り組みます。建設企業の経営者等を対象とした「働き方改革に関するセミナー・研修会」を拡充し、「建設ディレクター」等の本格導入を検討する企業を支援します。また、実際の現場で働く女性や若手の技術者の意見を踏まえ、清潔で広く快適なトイレや、広い休憩室を設置するモデル工事を継続的に実施します。これらの事例を広く発信することで、全ての現場への展開を目指してまいります。

また、建設工事におけるICTを活用した遠隔地からのリアルタイム現場確認や、AIやドローンを活用した道路・河川パトロールなどにより業務の効率化を図るとともに、建設DX講習会やBIM/CIMハンズオン講習会の開催により、3次元モデルを扱う人材の育成を強化し、生産性の向上につなげてまいります。

さらに、市町村と連携しながら、施工時期等の平準化、週休2日工事の実施、入札関連手続の集約化等により、建設産業の働き方改革を推進してまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

快適で活力のあるまちづくりのため、「地域の特徴と自然の恵みを生かした快

適で魅力ある空間づくりの推進」、「地域活力の維持・発展」、「本州中央部広域交流圏の形成」、「移住・交流・多様なかかわりの展開」、「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」及び『信州やまなみ国スポ・全障スポ』の開催を契機としたスポーツ振興の推進」の6点に取り組みます。

(地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進)

歩きやすい歩道の整備や公共空間の利活用などにより、まちなかの賑わいづくりを推進するため、「信州まち・あい空間事業」によって、まちなかの滞在性や回遊性について現状分析し、市町村と連携した具体的な取組を行いながら、快適で魅力ある空間づくりを進めてまいります。

信州地域デザインセンター（UDC信州）では、令和元年の設立以来、快適で活力のあるまちづくりのため、市町村のまちづくりの相談やその支援を行ってまいりました。現在までに、36市町村から73案件の相談を受け、現在、26市町村31案件を支援しているところです。

引き続き、市町村のまちづくり支援とまちづくりの人材の育成を行うと共に、UDC信州が主体的に行う広域的なまちづくりを実施し、県内各所で快適で魅力ある空間づくりを進めてまいります。

広域的な景観育成等への課題を踏まえ、「長野県景観育成計画」の見直しを進めています。県全体の景観育成の目指す姿を、「長野県景観育成ビジョン」として本年6月を目途に策定し、様々な主体と共有・連携を図ってまいります。併せて、長野県景観条例についても、6月定例会に改正案提出を予定しております。これらのビジョンや条例等に基づいた施策を、市町村と連携しながら取り組み、信州

らしい美しい景観育成を推進してまいります。

松本平広域公園の魅力向上を図るため、園庭整備の専門家に助言をいただきながら、年間を通じて楽しめる公園とするための植栽管理や園庭整備を実施するほか、指定管理者や地元住民等を対象としたセミナーを通じて地域の活性化を図り、来園者や地元住民に愛される美しい公園づくりを進めてまいります。

(地域活力の維持・発展)

UDC信州を通じ、しなの鉄道線沿線地域をはじめとした市町村の広域連携や、官民が連携したまちづくりを支援し、持続可能で居心地の良い空間を創出するとともに、快適で賑わいのあるまちづくりを進めてまいります。

(本州中央部広域交流圏の形成)

高規格道路については、県内3路線で国による整備が進められており、県といたしましても整備促進に向けて積極的に連携・協力してまいります。

このうち、「中部横断自動車道」については、唯一の未整備区間となっている^{ながさか}長坂から^{やちほ}八千穂間について、山梨・長野両県において、本年2月から3月にかけて、環境影響評価準備書及び都市計画案の縦覧を行うなど環境影響評価と都市計画決定の手続きを進めているところであり、引き続き、国や山梨県、関係市町村と連携し、早期事業化に向けて地域の合意形成を図ってまいります。

「三遠南信自動車道」については、「^{いいたか}飯喬道路」3工区の橋梁工事や「^{あおくずれとうげ}青崩峠道路」のトンネル工事が順調に進められております。また、現道活用区間として県が整備する「^{こおるし}小嵐バイパス」については、「^{あおくずれとうげ}青崩峠道路」のトンネル発生土を

活用しながら工事を着実に進めてまいります。

県で整備を進めている「松本糸魚川連絡道路」の「安曇野道路」については、犀川右岸エリアの用地買収及び市道等の付け替え工事を進めてまいります。また、大町市街地区間においては、昨年 12 月にルート線の計画に係る住民説明会を行いました。引き続き地域の皆様へ丁寧な説明を心がけながら、計画の推進を図ってまいります。

「伊那木曾連絡道路」の「姥神峠^{うぼがみとうげ}道路延伸工区」については、昨年 12 月に橋梁工事に着手するなど、早期完成を目指し事業を推進してまいります。

リニア関連道路の整備については、長野県駅と中央自動車道を直結する「座光寺上郷^{ざこうじかみさと}道路」や国道 153 号の「飯田北改良」などの整備を進めてまいります。

また、リニア中央新幹線の開業を見据え、伊那谷地域において、目指すべき地域の姿を広域的観点から具体的な施策に結び付ける取組も進めてまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

2025 年に団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になったことから、今後 5～10 年で、相続や施設への住み替えなどにより、多くの住まいが空き家となることが懸念されます。これらの住まいを空き家にせずに市場への流通を促すため、セミナーや相談会を開催してまいります。

（世界水準の山岳高原観光地づくりの推進）

安全で快適な通行空間を確保し、魅力ある観光地域づくりを推進するため、道路環境の整備を進めてまいります。

道路の無電柱化につきましては、「長野県無電柱化推進計画」に基づき、上田市や白馬村など5箇所に取り組んでおり、安全・快適で良好な景観を有する通行空間を計画的に整備してまいります。

このほか、サイクルツーリズム支援として、路面標示や舗装の段差を解消してまいります。

(「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進)

令和10年に開催予定の「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場については、令和8年度から開催を予定しているプレ大会等に間に合うよう引き続き整備を推進してまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

(子どもや若者の幸福追求を最大限支援する)

住宅セーフティネットの中心的な役割を担う県営住宅においては、子育て世帯の優先入居を引き続き実施するとともに、老朽化した中高層住宅を子育て世帯やひとり親世帯が使いやすい「現代のライフスタイル」にあわせた住まいにリノベーションするなど、子育てしやすい住戸環境を整えることにより、若者の子育てを支援してまいります。

以上、しあわせ信州創造プラン3.0の柱に沿った事業について申し上げました。

【信州未来共創戦略】

併せて、「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」に則り、建設部としても引き続き施策を展開していく所存です。

以下、この戦略の取組の方向性に沿って申し上げます。

(安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～)

人口減少下においても、県民の皆様が豊かで幸せな生活を営む未来の県土の姿を描く、県土のグランドデザインの策定に向けた取組を進めてまいります。令和 8 年度は、グランドデザインの策定方針を整理し、収集したデータを用いて地域課題の可視化に取り組んでまいります。県民の皆様と丁寧な議論を重ねるとともに、全庁一丸となって作業を進めてまいります。

このほか、「信州の強みを活かした移住・関係人口の増加～暮らし、つながる仲間を増やそう～」や「多様な人材の労働参加と省力化投資を進めよう」といった取組の方向性が示されています。建設部においては、先ほど述べた空き家等の市場流通促進事業、建設産業人材確保・育成事業、建設DX推進事業等が関係しており、県庁全部局と連携して施策を展開していきます。

以上、信州未来共創戦略の取組の方向性に沿った事業について申し上げます。

【地域の課題を「連携」と「協働」で解決】

さらに、地域の課題を「連携」と「協働」で解決するため、地域戦略推進型公

共事業を実施してまいります。このうち、サイクルツーリズム支援として、諏訪湖畔におけるレイクサイドオアシスの整備、千曲市の自転車道整備、安曇野・北信地域における路面標示や舗装の段差解消など、地域の多様な主体と連携・協働したインフラ整備を引き続き推進してまいります。

【債務負担行為の設定ほか】

令和8年度当初予算案に係る債務負担行為は、建設工事の複数年度にわたる契約に要するものなど、728億3,140万8千円を設定いたしました。

条例案は、「国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案」1件であります。

事件案は、「道路上の事故に係る損害賠償について」など11件であります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など5件であります。

以上、建設部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

発言通告者一覧表（代表質問・質疑）

= 8・2定例会 =

- | | | | |
|---|------|--------------------------|----------|
| 1 | 丸山栄一 | 自由民主党県議団代表
(議席番号・50番) | 県政一般について |
| 2 | 埋橋茂人 | 改革信州代表
(議席番号・35番) | 県政一般について |
| 3 | 小林あや | 新政策議員団代表
(議席番号・15番) | 県政一般について |

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

= 8・2定例会 =

発言順位	氏名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	勝山秀夫	(公明党・4)	16分	県政一般について
2	毛利栄子	(共産党・47)	19分	県政一般について
3	山岸喜昭	(自民党・44)	20分	県政一般について
4	グレート無茶	(新政団・5)	13分	県政一般について
5	小林陽子	(改革信・2)	19分	県政一般について
6	西沢正隆	(自民党・53)	20分	県政一般について
7	小池清	(自民党・51)	20分	県政一般について
8	佐藤千枝	(改革信・10)	17分	県政一般について
9	酒井茂	(自民党・41)	20分	県政一般について
10	清水純子	(公明党・39)	13分	県政一般について
11	共田武史	(自民党・32)	20分	県政一般について
12	小池久長	(新政団・40)	13分	県政一般について
13	藤岡義英	(共産党・24)	12分	県政一般について
14	竹村直子	(改革信・1)	16分	県政一般について
15	大畑俊隆	(自民党・30)	20分	県政一般について
16	丸茂岳人	(自民党・20)	20分	県政一般について
17	山田英喜	(自民党・18)	21分	県政一般について
18	丸山寿子	(改革信・11)	16分	県政一般について
19	和田明子	(共産党・48)	12分	県政一般について
20	小山仁志	(新政団・27)	13分	県政一般について
21	続木幹夫	(改革信・36)	19分	県政一般について
22	百瀬智之	(新政団・26)	12分	県政一般について
23	向山賢悟	(自民党・17)	21分	県政一般について
24	早川大地	(自民党・9)	21分	県政一般について
25	垣内将邦	(自民党・8)	21分	県政一般について
26	林和明	(改革信・3)	17分	県政一般について
27	清水正康	(新政団・16)	12分	県政一般について
28	山口典久	(共産党・23)	12分	県政一般について
29	勝野智行	(公明党・13)	13分	県政一般について
30	加藤康治	(公明党・14)	13分	県政一般について
31	望月義寿	(改革信・22)	12分	県政一般について
32	青木崇	(自民党・7)	21分	県政一般について
33	小林君男	(無所属・12)	11分	県政一般について
34	奥村健仁	(新政団・6)	12分	県政一般について
35	小林東一郎	(改革信・45)	19分	県政一般について

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百 瀬 智 之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 3 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費の一部

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 12 号 令和 8 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

第 14 号 令和 8 年度長野県流域下水道事業会計予算案

第 39 号 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案

第 40 号 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案

第 41 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 42 号 長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案

第 62 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について

第 63 号 流域下水道の維持管理に要する費用に係る市町村の負担について

第 64 号 高等学校の統合について

第 65 号 伊那新校（仮称）建築工事請負契約の締結について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 3 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部
第 74 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）案

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 21号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 63号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67号 学級編制に関することについて
- 陳第 93号 木曾谷の教育振興について
- 陳第 124号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 233号 登校支援に係る加配教員の配置拡充について
- 陳第 235号 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
- 陳第 236号 スクールソーシャルワーカーの拡充について
- 陳第 297号 へき地手当支給率の改善について
- 陳第 301号 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
- 陳第 305号 不適應・不登校児童・生徒への支援充実について
- 陳第 306号 宿泊行事に関する人材確保について
- 陳第 308号 全国学力・学習状況調査等の扱いについて
- 陳第 309号 学校における感染症対策について

- 陳第 310号 学校自己評価制度について
- 陳第 311号 学校における働き方改革について
- 陳第 313号 教員の人事異動・任用について
- 陳第 314号 主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
- 陳第 324号 小中学校給食費への財政支援について
- 陳第 343号 長野県阿南高等学校の存続について
- 陳第 349号 少子化による学校統合の教育課題について
- 陳第 381号 県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
- 陳第 498号 中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について
- 陳第 523号 高校生のスクールバス導入・整備に関する支援について
- 陳第 541号 小規模学校における専科教員の配置基準の見直しについて
- 陳第 542号 LD等通級指導教室の増設・新設について
- 陳第 543号 学校給食費の無償化に伴う財政支援について
- 陳第 544号 多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めることについて
- 陳第 545号 公立高校が魅力的な特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
- 陳第 547号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
- 陳第 548号 特別支援教育の充実について
- 陳第 549号 臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
- 陳第 550号 定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
- 陳第 551号 部活動と小学校の課外活動について
- 陳第 553号 30人規模学級の継続について
- 陳第 554号 日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
- 陳第 555号 養護教諭に対する代替措置について
- 陳第 556号 教育予算の確保について
- 陳第 557号 教職員の生活について
- 陳第 558号 大町市の学校再編について
- 陳第 567号 県立高校入学時タブレット端末代負担支援について

- 陳第 623号 小規模小中学校への教育支援について
陳第 624号 高校再編における中山間地存立校の存続と教育環境の整備について
陳第 639号 学校給食費無償化などの支援策について
陳第 642号 教育環境の整備について
陳第 651号 環境保全対策の推進について
陳第 680号 学校給食費無償化などの支援策について
陳第 683号 教育環境の整備について
陳第 692号 環境保全対策の推進について
陳第 714号 木曾の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
陳第 715号 教職員の配置について
陳第 717号 木曾郡の実情に合わせた高校づくりについて

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埋 橋 茂 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 8 号 令和 8 年度長野県農業改良資金特別会計予算案

第 9 号 令和 8 年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

第 10 号 令和 8 年度長野県県営林経営費特別会計予算案

第 11 号 令和 8 年度長野県林業改善資金特別会計予算案

第 37 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案

第 47 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について

第 48 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 71 号 令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案

第 72 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）案

農政林務委員会陳情審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 737号 危険鳥獣（クマ）対策への対応について

陳第 738号 改正鳥獣保護管理法（緊急銃猟制度）に対する措置について

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埋 橋 茂 人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳出 第 2 款 総務費

第 2 項 企画費の一部

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 3 款 民生費

第 4 款 衛生費

第 11 款 教育費

第 1 項 教育総務費の一部

第 6 項 大学費

第 7 項 社会教育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 3 号 令和 8 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

第 4 号 令和 8 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

第 5 号 令和 8 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

第 6 号 令和 8 年度長野県国民健康保険特別会計予算案

第 13 号 令和 8 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案

第 24 号 長野県立美術館条例の一部を改正する条例案

第 25 号 資金積立基金条例の一部を改正する条例案

第 26 号 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

第 27 号 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 28 号 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案

第 29 号 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

第 30 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案

第 31 号 長野県附属機関条例の一部を改正する条例案

第 32 号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

第 33 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 44 号 交通事故に係る損害賠償について

第 45 号 地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について

第 46 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画に係る変更の認可について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳出 第2款 総務費
第9項 生活文化費の一部
第10項 外事費の一部
第3款 民生費
第4款 衛生費
第11款 教育費
第1項 教育総務費の一部
第6項 大学費

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

第68号 令和7年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第1号）案

第69号 令和7年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

第73号 令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第2号）案

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 736号 長野県立阿南病院の医師確保について

陳第 739号 女性の安全確保・安心支援の充実について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について
- 陳第 487号 上伊那地域への児童相談所の設置について
- 陳第 499号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

- 陳第 502号 若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について
- 陳第 517号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 526号 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
- 陳第 528号 国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業の見直しについて
- 陳第 559号 児童虐待対応等における支援体制の強化と圏域単位での情報共有の構築について
- 陳第 560号 子どもの放課後における居場所支援の充実について
- 陳第 568号 私立高校入学時タブレット端末代負担支援について
- 陳第 625号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 626号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 649号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 650号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 690号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 691号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 718号 木曽地域の少子化対策について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳出 第 2 款 総務費

第 2 項 企画費の一部

第 4 項 市町村振興費の一部

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土木費

第 1 項 土木管理費

第 2 項 道路橋梁費

第 3 項 河川費

第 4 項 砂防費

第 5 項 都市計画費の一部

第 6 項 住宅費

第 7 項 中央新幹線建設費

第 8 項 直轄事業負担金

第 12 款 災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 3 項 県単土木施設災害復旧費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 38 号 国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案

第 49 号 長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事変更請負契約の締結について

第 50 号 長野県防災交換機改修工事変更請負契約の締結について

第 51 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 52 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 53 号 一般国道292号道路改築工事（大川トンネル）請負契約の締結について

第 54 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）請負契約の締結について

第 55 号 一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）請負契約の締結について

第 56 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）変更請負契約の締結について

第 57 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について

第 58 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）委託契約の締結について

第 59 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について

第 60 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について

第 61 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 1 項 土木管理費

第 2 項 道路橋梁費

第 3 項 河川費

第 4 項 砂防費

第 5 項 都市計画費の一部

第 6 項 住宅費

第 8 項 直轄事業負担金

第 12 款 災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 3 項 県単土木施設災害復旧費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 77 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 9 号）案中

歳 出 第 9 款 土 木 費

第 78 号 公園施設の利用の制限に伴う損失費用の負担について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 733号 一般国道418号岩倉橋周辺及び小枝地区の整備促進並びに平谷村から売木村間の平谷峠トンネル（仮）の早期事業化について
- 陳第 734号 一般県道大平山松葉線村中地区通学路の安全対策及び拡幅改良整備促進について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
- 陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 540号 住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について
- 陳第 663号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 704号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について

- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産業観光企業委員会審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 7 号 令和 8 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

第 15 号 令和 8 年度長野県電気事業会計予算案

第 16 号 令和 8 年度長野県水道事業会計予算案

第 34 号 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 35 号 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案

第 36 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 70 号 令和 7 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）案

第 75 号 令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案

第 76 号 令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 532号 中小企業融資制度に係る市町村負担軽減の支援について

陳第 534号 U I J ターン就業・創業移住支援事業の要件等の見直しについて

陳第 535号 学習旅行実施に伴う助成について

陳第 536号 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

陳第 653号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 694号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 723号 宿泊業の振興について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和8年3月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 歳入歳出予算中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費の一部

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費の一部

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 15 款 予 備 費

第 2 条 債務負担行為中の一部

第 3 条 地 方 債

第 4 条 一時借入金

第 5 条 歳出予算の流用

第 2 号 令和 8 年度長野県公債費特別会計予算案

第 17 号 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案

第 18 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 19 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

第 20 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第 21 号 長野県県税条例等の一部を改正する条例案

第 22 号 長野県公告式条例の一部を改正する条例案

第 23 号 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案

第 43 号 包括外部監査契約の締結について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 3 条 地方債の補正

第 67 号 令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案

第 77 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 9 号）案中

歳 入 全 部

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 522号 地域公共交通に関する支援について

陳第 525号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿

(8・2定例会) (順序不同)

委員会名	定数	委員							無所属
		自民党	改革信	新政団	公明党	共産党	無所属		
総務企画警察	10	宮菽佐々山酒 下原木岸井 彦清二昭茂 克祥喜	小花 林岡 東一郎一 賢	奥村健仁	清水純子	毛利栄子			
県民文化健康福祉	10	早依堀共竹 川田内田内 地善人史美 大明孝武正	高竹 島村 陽直 子子	清水正康	川上信彦	山口典久			
産業観光企業	9	山風小大 田間池畑 英辰俊 喜一清隆	丸埋 山橋 寿茂 子人	小池久仁志	勝山秀夫				
農政林務	9 (欠員1)	青丸丸 木山茂 崇一人 岳岳	望佐 月藤 義千 寿枝	百瀬智之		藤岡義英	宮澤敏文		
危機管理建設	10	大服宮向 井部本山 岳宏衡賢 夫昭司悟	続中小 木川林 幹博陽 夫司子	グレート無茶	勝野智行	和田明子			
環境文教	9	垣西寺 内沢沢 将正功 邦隆希	荒林 井武和 志明 志明	小林あや	加藤康治	両角友成	小林君男		
議会運営	11	竹宮大山青 内本井田木 正衡岳英 美司夫喜崇	佐荒続 藤井木 千武幹 枝志夫	清水正康	加藤康治	和田明子			

常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿

(8・2定例会)

委員会名	委員長	副委員長
総務企画警察	宮下克彦	奥村健仁
県民文化健康福祉	山口典久	早川大地
産業観光企業	山田英喜	丸山寿子
農政林務	望月義寿	青木 崇
危機管理建設	大井岳夫	グレート無茶
環境文教	加藤康治	垣内将邦
議会運営	竹内正美	佐藤千枝